

maido!

中小企業と組合をサポートします。
創業・起業を応援！

<https://www.maido.or.jp>

2026
冬号
Winter



令和7年度補正予算
(中小企業・
小規模事業者等
関連予算)

特集

- 第77回中小企業団体全国大会
- 令和7年度補正予算
(中小企業・小規模事業者等関連予算)
- 令和7年度大阪府中小企業労働事情
実態調査結果

大阪府中央会お知らせコーナー

- 「賃上げを起点とした成長型経済」-中小企業における実践のカギ-
- ハラスメントのない会社の作り方
- 令和8年4月から「防衛特別法人税」等が導入されます!

退職するシニア従業員の方に キャリア人材バンク®に登録のおすすめ

ジョブ産雇が再就職のお手伝いをします。

費用は
無料

キャリア人材バンクでは60歳以上の方の貴重な能力・経験を求める企業や、多様な働き方ができる職種をご提案し再就職につなげます。



登録された方の再就職活動は
ジョブ産雇担当者がマンツーマン対応で
しっかりサポートします。

●お仕事探しのポイント

●キャリアの相談

●面接の対応

ご登録者・
ご紹介率
増加中!

キャリア人材バンクに登録できる方

60歳以上で雇用契約期間満了 (*) 後に再就職を希望する方

*定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により、離職する場合

自らの能力・経験を活かして、66歳以降も働くことを希望する方

※60~70歳の方は、離職後1年までご登録できます

※在職中に事業主様経由でお申込みの場合は、年齢に上限はありません



公益財団法人 産業雇用安定センター (ジョブ産雇)

【大阪事務所】

〒540-6591

大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル4階

TEL 06-6947-7663 FAX 06-6949-4487

【キャリア人材バンク大阪・梅田】

〒530-0001

大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル10階

TEL 06-6147-9213 FAX 06-6147-9256

<https://www.sangyokyo.or.jp/>



目 次

2026年 冬号 780号

年頭のごあいさつ

年頭所感	大阪府中小企業団体中央会会長 野村泰弘	2
年頭所感	中小企業庁長官 山下隆一	3
年頭所感	大阪府知事 吉村洋文	4
年頭所感	全国中小企業団体中央会会長 森 洋	5

特 集

第77回中小企業団体全国大会	6
令和7年度補正予算	
(中小企業・小規模事業者等関連予算)	8
大阪府中小企業労働事情実態調査結果（概要）	9

組合情報

令和7年度秋の叙勲・褒章受章者	20
-----------------	----

大阪府中央会 お知らせコーナー

中小企業組合運営指導事業（大阪府委託事業）	22
大阪ユニークもん博覧会2026	23
「賃上げを起点とした成長型経済」	
－中小企業における実践のカギ－	24
ハラスメントのない会社の作り方	26
令和8年4月から「防衛特別法人税」等が導入されます！	28

大阪府中央会 主な実施事業

人材セミナー	
「新時代の人材採用・スマホ時代の採用方法」を開催！	30
大阪府協同組合職員互助会 2025越年パーティーの開催	31

年賀広告

広告掲載組合・企業	32
-----------	----

共済制度

大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内	49
------------------------	----

中央会日記

大阪府中央会の行事予定	56
-------------	----

特 集

組合情報

大阪府
中央会
お知らせ

大阪府
中央会
主な実施
事業

各 種
共済制度

年頭のごあいさつ

大阪府中小企業団体中央会会長

野 村 泰 弘



2026年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、大阪・関西万博が開催され、日本の技術と文化が世界中から大きな注目を集めました。本会でも大阪ヘルスケアパビリオンにおいて、企画展示「パワースポットIN OSAKA 中小カンパニー」を実施し、会員組合・企業の技術と魅力を多くの方々に発信することができました。大阪では、観光業やサービス業を中心に大きな経済効果が生まれ、地域経済の活性化にも寄与するなど、万博を通じて築かれたネットワークや新たなビジネスチャンスは、今後の日本経済の成長を支える重要な基盤となることが期待されています。

政治においては、公明党の連立離脱、自由民主党と日本維新の会による新たな連立の発足、我が国初の女性総理である高市政権の誕生など、大きな転換期を迎えています。高市政権には、「責任ある積極財政」のもと、「強い経済」の実現と中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けて、物価高対策、AIや半導体など戦略分野への投資、科学技術・人材育成等がさらに加速することを期待します。

一方で、中小企業・小規模事業者においては、米国の関税措置など海外情勢の不安定さや、賃上げ・設備投資の原資確保、進まない価格転嫁、深刻な人手不足など、様々な経営課題への対応に追われ、今年も厳しい経営環境が続くことが懸念されます。

本会では、中小企業組合の専門支援機関として、会員の皆様が直面している様々な課題からの脱却と、今後の持続的な成長・発展に向けた新たな事業活動に対し、これまで以上に積極的かつきめ細かな支援を実施してまいる所存です。

具体的には、中小企業・小規模事業者や中小企業組合が抱える様々な経営課題の解決と、持続的な成長に向けた新たな事業展開を図るため、「中央会DX推進方針」に基づくさらなるDX推進やBCP（事業継続力強化計画）策定、情報発信強化への支援、ものづくり補助金や省力化投資補助金の活用促進による生産性向上、生保会社との連携協定締結による共済制度推進など、会員サービスの一層の充実・強化に取り組むとともに、大阪・関西万博で得た成果を活かし、中小企業・小規模事業者の販路開拓等についても支援を行ってまいります。

また、会員の皆様への直接的な支援として、行政への届出書類作成、理事会、総会の運営相談、国・地方自治体による各種支援策の情報提供などを継続実施するとともに、巡回訪問等により積極的にニーズを掘り起こし、きめ細かな伴走支援を行ってまいります。

さらに、少子高齢化による労働人口の減少に伴い、あらゆる業種・業態において人手不足が顕在化していることを踏まえ、リスクリング等の「人への投資」や採用活動へのサポート、労働環境等の整備、外国人育成就労制度・特定技能制度への対応など、中小企業等における人材の確保・定着・育成への支援を関係諸機関との連携のもと積極的に取り組みます。

これらの取り組みをより充実させるため、国・地方自治体への要望活動を全国中央会と連携して積極的に行い、本会が府内中小企業・小規模事業者の「パワースポット」となれるよう、今後も組合を通した中小企業・小規模事業者の支援に全力を尽くしてまいります。

結びに、会員の皆様が新年にあたり決意を新たにされ、我が国経済社会の発展と中小企業の振興に向けてご尽力いただくことを心より期待申し上げますとともに、2026年が皆様にとりまして飛躍の年となりますようお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

年頭所感

中小企業庁長官

山下 隆一



令和8年という新しい年を迎え、謹んで新春の御挨拶を申し上げます。

昨年は、熊本県での記録的大雨や、青森県東方沖を震源とする地震をはじめとして、多くの自然災害が発生した1年でした。被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、なりわいの再建に全力を尽くします。また、能登半島地震から2年が経過いたしましたが、引き続き現場に寄り添った支援策を講じてまいります。

また、昨年は大阪・関西万博が開催され、大変な盛況を博しました。中小企業庁でも、中小企業基盤整備機構と共に、社会課題や時代の変化に対する中小企業の挑戦を発信する展示を行いました。日本の中小企業の、社会課題の解決に向けた果敢な挑戦が、「いのち輝く未来社会」の実現につながるよう、万博の閉会後も、中小企業の皆様の挑戦を支援してまいります。

国内経済の状況を見ると、昨年の春闘労使交渉では、一昨年を更に上回る高水準の賃上げ率となり、最低賃金も歴史的な高水準となりました。賃上げの機運は着実に高まっているほか、国内投資も100兆円を超えるなど、「潮目の変化」が定着しつつあります。一方で、地域や規模によって、投資や賃上げの程度にはばらつきがあります。さらに、中小企業・小規模事業者の皆様は、最低賃金を含む賃上げはもとより、物価高や人手不足、米国関税措置等も相まって、厳しい経営状況におかれているものと承知しております。

中小企業・小規模事業者が生産性を上げて賃上げ原資を獲得し、賃上げにつなげていくことが、我が国の経済成長にとって極めて重要です。

また、現時点でも約6割の中小企業が人手不足の問題に直面しているほか、我が国は人口減少や少子高齢化という構造的要因に直面しております。そのような「労働供給制約社会」において、企業の投資や生産性の向上により「稼ぐ力」を高め、筋肉質な「強い中小企業・小規模事業者」を目指して経営を行っている中小企業・小規模事業者の役割が極めて重要です。

こうした認識のもと、中小企業庁としては、「強い中小企業・小規模事業者」を目指す企業・事業者の支援策として、「価格転嫁・取引適正化の推進」「成長投資支援」「生産性向上支援」の3つと事業承継・M&A、金融といった欠かせない事業環境整備を本年も強力に推進してまいります。

中小企業庁は、本年度も価格転嫁・取引適正化の推進に全力で取り組みます。物価上昇に負けない大幅な賃上げを成し遂げるには、賃上げ原資の確保が不可欠であり、価格転嫁・取引適正化の徹底に向けて更なる後押しが必要です。昨年度の通常国会で改正した中小受託取引適正化法（取適法）・受託中小企業振興法（振興法）が本年の1月1日に施行されました。取適法・振興法の着実な執行等に努めます。さらに、価格交渉促進月間フォローアップ調査を実施し、価格交渉・転嫁等の状況の整理・把握に努めるほか、国・地方自治体の公共調達の契約金額が物価上昇等を適切に反映したものとなるよう、関係省庁一丸となって見直しを強力に進めてまいります。

また、中小企業の「稼ぐ力」の強化に向け、中小企業の成長支援を一層強化してまいります。特に、売上高100億円を超える「100億企業」は、直接輸出額や域内仕入高が大きく、賃金も高いなど、国内投資や地域経済を牽引していくような存在です。昨年5月に、売上高100億円へ成長する目標を掲げる「100億宣言」の受付を開始して以来、既に2,000者を超える企業から宣言をいただいている、全国各地での経営者ネットワークイベントの開催等を通して、「100億企業」が一層増えるよう取り組んでまいります。令和7年度補正予算では、「100億宣言」をした企業の意欲的な投資を実現するための支援の拡充・強化を行っており、「100億企業」の創出に向けた大胆な取組を進めてまいります。

さらに、労働供給制約が深刻化する中では、人も企業も数より質が重視されるとの前提のもと、「強い中小企業・小規模事業者」への行動変容を促すためには、中小企業の生産性向上への取組は極めて重要です。中小企業庁では、今後も引き続き、ものづくり補助金や省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金により、中小企業・小規模事業者の生産性向上・省力化投資を支援してまいります。

雇用や地域機能を支える中小企業を維持・存続させるだけでなく、経営革新による生産性の向上及び事業の成長を通じた賃上げにつなげていくためにも、戦略的な事業承継・M&Aは重要な手段です。中小企業庁としては、設備投資や専門家活用等への支援を通じた円滑な事業承継・M&Aを推進してまいります。また、昨年策定した「中小M&A市場改革プラン」に基づき、金融機関等との連携による事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした支援体制の強化や、中小M&Aアドバイザーに係る資格制度の創設に向けた検討等の施策に取り組んでまいります。さらに、親族内承継に関する有識者検討会での議論も踏まえて、事業承継に係る施策のあり方についても議論を深めてまいります。

多様な事業を創出し、地域の経済成長や雇用を支えている小規模事業者は、大変重要な存在です。昨年度の経済対策では、重点支援地方交付金を活用した、地域の実情に応じた賃上げ支援や、商工会・商工会議所やよろず支援拠点等によるブッシュ型の伴走支援体制の強化を通して、全国津々浦々の支援体制の整備を図りました。時代の変化に応じて経営力を向上させ、「強い中小企業・小規模事業者」を目指す小規模事業者を全力で応援してまいります。

令和8年の干支である「午」は、スピード感や力強さの象徴といわれております。中小企業庁も、馬のように勢いよく力強く、皆様の挑戦、成長を後押しし、現状維持ではなく、変化に挑む企業や人が報われる形に軸足を移していくたいと考えております。ヘビー（巳）な昨年を乗り越えた皆様にとって、本年がうま（午）く事の運び、飛躍的な進歩を遂げられる一年となるよう心より祈念し、新年の御挨拶とさせていただきます。

年頭所感

大阪府知事

吉村 洋文



新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、皆様のご支援・ご協力を得て、大阪・関西万博を成功裏に開催することができました。国内外の2,900万人を超える来場者が「いのち輝く未来社会」を体感し、会場では連日、子どもたちをはじめ多くの皆様の笑顔と感動があふれました。また、万博にあわせ、各国との文化・外交・ビジネス分野での交流も大きく進展し、関連投資や来阪旅行者による需要拡大が大阪経済に大きなインパクトをもたらすなど、様々な成果を得ることができました。

今年は、こうした成果を糧に、開催地・大阪として、世界に伍する経済力・都市力と唯一無二の魅力を持つ「副首都・大阪」の早期実現に向け、全力を傾けてまいります。

大阪がめざす「副首都」とは、非常時に首都機能のバックアップを担う、単なる「代替エリア」ではありません。東京とは異なる個性、新たな価値を創造・発信し、世界の中で確かな存在感を発揮する。そして、卓越した経済的ポテンシャルで、首都と並び、わが国の成長を力強くけん引する。そのような都市であるべきです。

東京一極集中の経済構造を打破し、複数の都市が輝き、日本の成長を支える「多極分散型」の国の形へ。大阪が先陣を切ってまいります。

その大きな目標に向かい、まずは、大阪の経済成長をさらに加速させます。

万博を機に芽吹いた「未来社会」を彷彿とさせる新技術を社会に根付かせ、府民の皆様の豊かなくらしと、大阪経済をけん引する成長産業の創出につなげます。万博では、ライフサイエンスやカーボンニュートラルなど、様々な分野の革新的技術が披露されました。国や経済界等と連携し、こうした技術の実装化・産業化を後押しするための仕組みを構築します。さらに、国際的なスタートアップイベントや、ライフサイエンス・ヘルスケア分野の国際会議を大阪で開催し、新たなビジネスチャンスやイノベーションの創出につなげていきます。

成長の原動力となるのは何よりも「人」の力です。次代を担う子どもたちへの投資として取り組んできた、高校や大阪公立大学等の授業料等の完全無償化が、いよいよ全学年で実現します。学校選択の幅が拡がる中、公私の切磋琢磨を促し、大阪全体の教育レベルを引き上げなければなりません。全府立高校での海外姉妹校提携・短期留学の実現など英語教育のさらなる充実や、実業高校におけるIT、ビジネスといった専門人材の育成など、府立高校の魅力化・特色化を進めます。

こうした取組に加え、現下の課題である物価高騰について、国・市町村と連携し、スピード感をもって対策を講じます。子育て世帯への食費支援等を速やかに実施するとともに、その他必要な支援策を検討していきます。

「副首都・大阪」の実現に向け大きな一步を踏み出し、豊かなくらしや安全・安心、ウェルビーイングの向上につなげていく。大阪の飛躍に向けた新たなフェーズに果敢に挑んでまいります。

本年も、府民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げますとともに、皆様にとって素晴らしい年となりますようにお祈りいたします。

年頭に当たって

全国中小企業団体中央会会長

森 洋



明けましておめでとうございます。令和8年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、戦後80年の節目の年でした。中小企業・小規模事業者は、激変する経済環境の中で多くの困難な課題を克服しながら、その時々の経済、社会環境に対応出来るよう積極果敢に挑戦を続け、わが国経済の発展に大きな役割を果たして参りましたが、現在、新たな経営課題が山積しております。関税の引上げをはじめとする自国中心的な政策の影響が世界経済に大きな影響を与え、国内でもインバウンド消費額も影響を受けることに加え、依然として物価高騰が続く中での人手不足と賃上げへの対応が急務となるなど、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、厳しい状況に直面しております。

こうした中で、昨年11月12日に広島県広島市で開催した第77回中小企業団体全国大会では、関係省庁・関係機関をはじめ多数のご来賓をお迎えし、全国各地から中小企業団体の関係者約2,100名が参集し、

- I. 中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充
 - II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進
 - III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備
- の実現に向けて、組合関係者の皆様と共に取り組んでいくことを決議しました。

地域の人口減少に加え地域課題が多様化・複雑化していることを踏まえつつ、十分な価格転嫁と取引適正化、物価高を上回る賃上げ、事業承継・事業引継、自然災害対策、DXやGXの推進、新分野展開、ものづくり補助金や省力化投資補助金による生産性向上、リスクリキング等の「人への投資」、外国人育成就労制度・特定技能制度への対応策などの最重要事項については、中小企業組合等連携組織による知恵と力の結集により解決を図ることが必要です。今年も中小企業と組合が我が国の力強い成長を実現する原動力であることを強く思いながら、会員の皆様との連携を一層強化し、対応して参ります。

結びに、丙午の年は「勢いとエネルギーに満ち、大きく飛躍・発展していく」といった意味合いをもつ年とされています。本年が、中小企業組合と中小企業・小規模事業者の皆様の情熱に満ちたご活動が実を結び、力強く飛躍される年となりますことを心よりご祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

令和8年元旦

「第77回中小企業団体全国大会」

広島県立総合体育館で開催

第77回中小企業団体全国大会が、11月12日（水）広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）にて、「つながる ひろげる 連携の架け橋～夢を語ってはしゃぎん祭！轟轟（GoGo）と突き進め～」をテーマに、全国から中小企業団体の代表者約2,100名を集めて盛大に開催されました。

本大会には、大阪府中央会から野村会長はじめ、総勢56名が参加しました。

激変する国際環境に伴う先行き不透明感が強まる中、中小企業・小規模事業者は、長期化する原材料価格等の高騰や人材不足、賃上げ要請、度重なる自然災害への対応など、様々な課題に直面しており、経営環境は厳しさを増しています。

本大会は、全国約3万組合等の総意を集め、広島から新たな希望を発信することを目的に開催されました。



大 会 概 要

大会では、まず、鈴木農林水産大臣からのビデオメッセージが披露されるとともに、越智経済産業大臣政務官、山田厚生労働審議官、広島県山根副知事、広島市中井副市長、株式会社商工組合中央金庫関根代表取締役社長より祝辞が述べられました。

その後、広島県中央会伊藤会長が議長に、鳥取県中央会岩崎会長、熊本県中央会櫻井会長がそれぞれ副議長に選任されて議事が進行し、弊会会长で、全国中央会副会长でもある野村会長が意見発表を行い「中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充」、「中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進」、「中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備」など15項目を決議しました。

全国約3万の中小企業組合の要望を集約した決議項目は、12月に全国中央会森会長から国に実現を強く要請しました。

〈野村会長の意見発表（概要）〉

- ①価格転嫁促進：原材料・人件費高騰への対応、取引適正化
- ②事業承継・スタートアップ支援強化：後継者不足対策、創業促進
- ③人材確保・育成と生産性向上：リスクリング、設備投資、デジタル化
- ④災害復旧・復興支援強化：柔軟な対策と財政措置、連携事業継続力強化

携事業継続力強化

- ⑤労働・雇用・社会保険料対策：最低賃金決定の適正化、年収の壁解消、外国人材確保
- ⑥中小企業組合等連携組織の拡充：共同事業活用、予算確保

野村会長は、「日本の中小企業は地域経済を支え、世界に誇る技術を持つが、少子高齢化やデジタル化、国際情勢の変化で構造変革期に直面している。単独での課題解決は困難なため、組合等の連携強化とDX・カーボンニュートラル推進、事業再構築が必要である。また、政府などによる総合経済対策の実施などをはじめ、中小・小規模事業者に対する一層の支援を実現し、それを私達が大いに活用することで、豊かで、安心出来る地域経済社会を団結の力で実現し、経営者も社員も全員が幸せになることを、戦後80周年の節目の年に、ここ「広島」に



おいで決意する」と表明しました。

その後、本大会の意義を内外に表明するため、広島県中小企業団体青年中央会河合会長が「大会宣言」を高らかに宣しました。

大会宣言後に表彰式に移り、本会からは協同組合新大阪センイシティーが優良組合として、また、大阪市水産

物卸協同組合の高丸理事長、協同組合オリセンの市岡理事長が組合功労者として表彰されました。

また、本大会後には、全国から集う参加者同士の交流を深めることを目的に、大会参加者を対象とした「交流会」を広島県中央会が開催し、約1,100名が参加し、交流を深めました。

第77回中小企業団体全国大会決議項目



※詳細は全国中小企業団体中央会ホームページ全国中央会からのお知らせ「第77回中小企業団体全国大会」を開催)決議に掲載されています。

https://www.chuokai.or.jp/images/2025/12/77th_ketsugi_jyutenjikou.pdf

特集

I. 中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充

1. 喫緊の経営課題の解決に向けた支援の拡充・強化
2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた中小企業組合等を活用した支援の拡充・強化
3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善
4. 強靭かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 最低賃金制度の適切な運用・在り方
2. 外国人技能実習制度から育成労制度への円滑な移行の推進

III. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

4. 中小企業・小規模事業者の人材育成・確保・定着対策

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進

『大阪府中央会関係受章者』(順不同・敬称略)

〈優良組合表彰〉 協同組合新大阪センイシティー (吉木 学 理事長)

〈組合功労者表彰〉 高丸 豊 (大阪市水産物卸協同組合 理事長)

市岡 靖昌 (協同組合オリセン 理事長)

〈優良組合表彰〉



協同組合新大阪センイシティー
(吉木 学 理事長)

〈組合功労者表彰〉



大阪市水産物卸協同組合
(高丸 豊 理事長)

〈組合功労者表彰〉



協同組合オリセン
(市岡 靖昌 理事長)

ななお、第78回中小企業団体全国大会は、令和8年11月19日(木)に、熊本県熊本市で開催されます。全国の中小企業間相互の団結と、大阪府中央会会員間の交流を深めるため、会員皆さま方の多数のご参加を心よりお待ち申し上げます。

令和7年度補正予算 (中小企業・小規模事業者等関連予算)

総額8,364億円、既存基金の活用を含め約1兆1,300億円

1. 成長投資支援

●中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】

- 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施

●大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】

- 中堅・中小企業が、貢上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

●生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】

- 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施

●革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】

- 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援

●省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】

- 人手不足に対応し、省力化に資する設備投資を支援。業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえ、従業員規模ごとの補助上限額の見直しなどを実施

3. 伴走支援

●プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】

- 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協・承継センター等）の体制強化
- 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
- 貢上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

●官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】

- 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
- 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
- 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

●信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】

- 経営改善や事業再生に取組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施

●日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】

- 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

●なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】

- 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援

●局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】

- 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

※上記の施策に加え、重点支援地方交付金の活用を推奨

令和7年度

大阪府中小企業労働事情実態調査結果(概要)

I. 調査概要

1. 調査の目的

この調査は、中小企業における経営、資金、労働時間、労働条件等の実態を的確に把握し、中小企業団体中央会が実施する雇用・労働対策事業の推進に資する。

2. 調査実施方法

本会会員組合の組合員のうち612事業所に、全国中央会の指定に従い調査アンケート用紙を事業協同組合等を通じて送付。

3. 調査の時点 令和7年7月1日

4. 回答事業所数 271事業所 (回答率44.2%)

5. 回答事業所の内訳

(1) 事業所別規模

		(事業所)
合計		271
事業所規模	1~9人	70
	10~29人	85
	30~99人	82
	100~300人	34

(2) 業種別

		(事業所)		
合計		271	非製造業	
製造業	食料品	3	情報通信業	1
	織維工業	17	運輸業	6
	木材・木製品	12	建設業	41
	印刷・同関連	12	卸売業	52
	窯業・土石	7	小売業	10
	化学工業	9	サービス業	10
	金属・同製品	46		
	機械器具	8		
	その他	37		

II. 調査結果の概要

1. 経営について

- ◆経営上の障害・強みの両項目について、全国・大阪はほぼ同様の傾向となっている。
- ◆経営上の障害としては、「人材不足(質の不足)(大阪府54.9%・全国51.2%)」が最も多く、次いで「光熱費・原材料・仕入品の高騰(大阪府47.4%・全国50.3%)」となっている。
- ◆経営上の強みとして回答が多いのは、「製品の品質・精度の高さ(大阪府32.3%・全国27.4%)」、「顧客への納品・サービスの速さ(大阪府29.3%・全国27.5%)」、「製品・サービスの独自性(大阪府26.3%・全国26.6%)」、「技術力・製品開発力(大阪府25.6%・全国26.3%)」となっている。

経営上の障害(3項目以内複数回答可)

経営上の障害	大阪府(%)	全国(%)
人材不足(質の不足)	54.9	51.2
光熱費・原材料・仕入品の高騰	47.4	50.3
労働力不足(量の不足)	32.1	37.2
販売不振・受注の減少	32.1	31.9
人件費の増大	28.0	32.7
同業他社との競争激化	14.6	15.3
製品開発力・販売力の不足	14.6	7.5
納期・単価等の取引条件の厳しさ	10.1	6.9
金融・資金繰り難	3.7	6.1
環境規制の強化	2.2	3.0
労働力の過剰	1.5	1.5
製品価格(販売価格)の下落	1.1	2.3

経営上の強み(3項目以内複数回答可)

経営上の強み	大阪府(%)	全国(%)
製品の品質・精度の高さ	32.3	27.4
顧客への納品・サービスの速さ	29.3	27.5
製品・サービスの独自性	26.3	26.6
技術力・製品開発力	25.6	26.3
生産技術・生産管理能力	19.5	15.3
組織の機動力・柔軟性	18.8	24.0
優秀な仕入先・外注先	17.7	14.1
財務体質の強さ・資金調達力	17.3	15.5
製品・サービスの企画力・提案力	15.4	8.9
営業力・マーケティング力	12.8	10.8
商品・サービスの質の高さ	12.8	17.8
企業・製品のブランド力	10.9	10.7

2. 価格転嫁の状況

- ◆価格転嫁については、「価格引上げ（転嫁）を実現した」という回答が最も多く（大阪府50.9%・全国51.2%）、次いで「価格引上げの交渉中（大阪府23.8%・全国18.2%）」となっている。
- ◆大阪府事業所規模別では、「価格引上げ（転嫁）を実現した」という回答は、1～9人（46.4%）及び100～300人（45.5%）が全国及び大阪府の平均を下回っている。
- ◆大阪府業種別では、製造業の「食料品」、「木材・木製品」、「化学工業」、「機械器具」、「その他」が製造業平均を、非製造業の「運輸業」、「建設業」、「サービス業」が非製造業平均をそれぞれ下回っている。

価格転嫁状況（事業所規模・業種別）

実施状況		価格引上げ（転嫁）を実現した	価格引上げの交渉中	価格引上げ交渉をこれから行う	価格を引下げた（またはその予定）	価格転嫁していない（価格変動の影響なし）	価格転嫁は実現しなかった	対応未定	その他
規模・業種									
全 国 平 均		51.2	18.2	9.0	0.5	7.6	4.7	7.6	1.3
大 阪 府 計		50.9	23.8	9.1	0.4	6.0	3.0	5.3	1.5
大阪府事業所規模	1～9人	46.4	21.7	8.7		5.8	4.3	11.6	1.4
	10～29人	54.8	21.4	10.7		6.0	3.6	1.2	2.4
	30～99人	53.2	24.1	8.9	1.3	5.1	1.3	6.3	
	100～300人	45.5	33.3	6.1		9.1	3.0		3.0
大阪府製造業	食 料 品 製 造 業	33.3		33.3	33.3				
	織 維 工 業 製 造 業	58.8	11.8	11.8			11.8		5.9
	木 材・木 製 品 製 造 業	36.4	18.2	27.3		9.1			9.1
	印 刷・同 関 連 製 造 業	66.7	16.7	8.3			8.3		
	窯 業・土 石 製 品 製 造 業	57.1		28.6				14.3	
	化 学 工 業	55.6	33.3	11.1					
	金 属・同 製 品 製 造 業	64.4	13.3	8.9		4.4	4.4	2.2	2.2
	機 械 器 具 製 造 業	50.0	25.0			12.5	12.5		
	そ の 他 の 製 造 業	54.1	24.3	16.2				5.4	
計		57.0	17.4	13.4	0.7	2.7	4.0	2.7	2.0
大阪府非製造業	情 報 通 信 業	100.0							
	運 輸 業	20.0				40.0		20.0	20.0
	建 設 業	34.1	39.0	2.4		12.2		12.2	
	卸・小売業	52.5	30.5	1.7		6.8	1.7	6.8	
	サ ー ビ ス 業	30.0	30.0	20.0		10.0	10.0		
	計	43.1	31.9	3.4		10.3	1.7	8.6	0.9

(空欄は該当回答データなし)

3. 原材料・人件費等の価格転嫁の状況

- ◆原材料・人件費等の価格転嫁の状況は、「原材料費分を転嫁予定（大阪府72.3%・全国68.7%）」が最も多くなっている。続いて「人件費引上げ分を転嫁予定（大阪府55.4%・全国58.0%）」、「利益確保分を転嫁予定（大阪府37.3%・全国30.2%）」となっている。
- ◆大阪府事業所規模別では、原材料費、人件費引上げ分の価格転嫁を予定していると回答した事業所のうち、1～9人の事業所は、10人以上の事業所より原材料費と人件費引上げ分の転嫁予定の割合が最も高いが、利益確保分の転嫁予定の割合は最も低い。
- ◆大阪府業種別では、原材料分の転嫁が進んでいない（50%以下）のは、製造業で「機械器具」。非製造業では、「サービス業」となっている。

原材料費・人件費等の価格転嫁の状況（複数回答可）（事業所規模・業種別）

改定内容		原材料費分を転嫁予定	人件費引上分を転嫁予定	利益確保分を転嫁予定	その他
規模・業種					
全 国 平 均		68.7	58.0	30.2	1.5
大阪府 事業所規模	1～9人	90.0	65.0	25.0	
	10～29人	68.0	52.0	48.0	
	30～99人	64.0	52.0	32.0	8.0
	100～300人	69.2	53.8	46.2	
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業	100.0			
	織 維 工 業 製 造 業	75.0	100.0	50.0	
	木 材・木 製 品 製 造 業	100.0	80.0	60.0	
	印 刷・同 関 連 製 造 業	100.0	33.3		
	窯 業・土 石 製 品 製 造 業	100.0	50.0		
	化 学 工 業	75.0	50.0	25.0	
	金 属・同 製 品 製 造 業	90.0	60.0	30.0	
	機 械 器 具 製 造 業	50.0		50.0	
	そ の 他 の 製 造 業	80.0	53.3	26.7	6.7
計		84.8	56.5	30.4	2.2
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業				
	運 輸 業				
	建 設 業	66.7	86.7	33.3	
	卸・小売業	52.9	29.4	52.9	5.9
	サ ー ビ ス 業	40.0	40.0	60.0	
	計	56.8	54.1	45.9	2.7

(空欄は該当回答データなし)

4. 労働時間について

- ◆週所定労働時間は、「40時間」(大阪府41.6%・全国46.4%)が最も多く、事業所規模別でも、全ての事業規模において「40時間」が最多の回答となっている。「40時間超44時間以下」は、1~9人(8.7%)、10~29人(9.5%)と小規模事業所において週所定労働時間が長くなっている。
- ◆大阪府業種別では、食料品製造業とサービス業で「38時間以下」の割合が最多となっている。
- ◆従業員1人当たり月平均残業時間は、大阪府9.9時間、全国9.8時間で、ほぼ同水準となっている。
- ◆大阪府事業所規模別での月平均残業時間は、30人以上の企業では、10時間以上、従業員29人以下の企業では、8時間以下となっている。業種別では製造業が平均10.0時間、非製造業が平均9.8時間とほぼ同水準となっている。平均残業時間を超えているのは製造業では、機械器具(16.6h)、木材・木製品(15.1h)、食料品および窯業・土石(13.3h)、印刷・同関連(11.4h)となっている。非製造業では、情報通信業(15.0h)、運輸業(14.4h)、建設業(10.1h)、サービス業(12.8h)となっている。

週所定労働時間および月平均残業時間(事業所規模・業種別)

規 模・業 種	週所定労働時間	事業所の割合(%)				月平均 残業時間 (h)
		38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下	
全 国 平 均		20.1	24.5	46.4	8.3	9.8
大 阪 府 計		21.2	30.1	41.6	6.7	9.9
大阪府 事業所規模	1~9人	23.2	30.4	37.7	8.7	8.0
	10~29人	25.0	22.6	41.7	9.5	8.9
	30~99人	14.6	34.1	46.3	4.9	12.2
	100~300人	23.5	38.2	38.2		10.4
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業	66.7		33.3		13.3
	織 繊 工 業 製 造 業	18.8	37.5	31.3	12.5	9.2
	木 材・木 製 品 製 造 業		66.7	16.7	16.7	15.1
	印 刷・同 関 連 製 造 業	16.7	16.7	41.7	25.0	11.4
	窯 業・土 石 製 品 製 造 業	14.3	28.6	57.1		13.3
	化 学 工 業	22.2	44.4	33.3		8.1
	金 属・同 製 品 製 造 業	17.8	28.9	51.1	2.2	9.2
	機 械 器 具 製 造 業	25.0	37.5	25.0	12.5	16.6
	そ の 他 の 製 造 業	16.2	35.1	48.6		
計		17.4	34.2	42.3	6.0	10.0
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業		100.0			15.0
	運 輸 業		33.3	66.7		14.4
	建 設 業	24.4	19.5	39.0	14.6	10.1
	卸・小売業	27.4	27.4	41.9	3.2	8.7
	サ ー ビ ス 業	40.0	20.0	30.0	10.0	12.8
	計	25.8	25.0	40.8	7.5	9.8

(空欄は該当回答データなし)

5. 年次有給休暇の平均取得日数

- ◆ 1人当たりの平均有休取得日数は大阪府10.2日・全国10.0日となっている。
- ◆ 有給休暇取得日数としては、「10~15日未満」(大阪府43.4%・全国42.2%)が最も多く、次いで「5~10日未満」(大阪府35.5%・全国38.1%)となっている。
- ◆ 大阪府事業所規模別では、「10~15日未満」の回答が全ての規模において最多となっている。
- ◆ 大阪府業種別の年次平均取得日数が、製造業で食料品(14.0日)、窯業・土石(13.5日)、化学工業(13.2日)、の順に多く、非製造業で情報通信業(12.0日)、卸・小売業(9.6日)、運輸業(9.5日)の順となっている。

特集

年次有給休暇取得日数(事業所規模・業種別)

規 模・業 種	有給取得日数	事業所の割合(%)					年次平均取得日数(日)
		5日未満	5~10日未満	10~15日未満	15~200日未満	20日以上	
全 国 平 均		4.5	38.1	42.2	12.2	3.0	10.0
大 阪 府 計		4.7	35.5	43.4	13.3	3.1	10.2
大阪府 事業所規模	1~9人	10.8	35.4	40.0	7.7	6.2	9.4
	10~29人	6.3	36.7	38.0	16.5	2.5	10.2
	30~99人		32.9	48.1	16.5	2.5	10.9
	100~300人		39.4	51.5	9.1		10.2
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業		50.0			50.0	14.0
	織 維 工 業 製 造 業	5.9	29.4	41.2	23.5		10.4
	木 材・木 製 品 製 造 業	8.3	41.7	33.3	16.7		9.1
	印 刷・同 関 連 製 造 業		41.7	58.3			9.6
	窯 業・土 石 製 品 製 造 業		16.7	33.3	33.3	16.7	13.5
	化 学 工 業			66.7	33.3		13.2
	金 属・同 製 品 製 造 業	4.5	34.1	40.9	15.9	4.5	10.7
	機 械 器 具 製 造 業	12.5	12.5	62.5	12.5		10.1
	そ の 他 の 製 造 業	2.7	21.6	59.5	13.5	2.7	11.1
計		4.1	27.9	48.3	16.3	3.4	10.8
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業			100.0			12.0
	運 輸 業		33.3	66.7			9.5
	建 設 業	8.3	38.9	41.7	5.6	5.6	9.0
	卸・小 売 業	3.5	50.9	31.6	14.0		9.6
	サ ー ビ ス 業	11.1	55.6	22.2		11.1	8.8
	計	5.5	45.9	36.7	9.2	2.8	9.4

(空欄は該当回答データなし)

6. 新規学卒者の採用充足状況

◆新規学卒者の採用充足率は、高校卒技術系（35.1%）で全国（30.6%）より高く、事務系（65.4%）も全国（46.9%）より高くなっている。

大学卒技術系（39.0%）で全国（33.5%）より高く、事務系（72.0%）も全国（54.8%）より高くなっている。

新規学卒者の採用充足率（卒業学校・事業所規模・業種別）

採用区分 規模・業種		充足率（%）	
		技術系	事務系
全国 平 均		30.6	46.9
大 阪 府 計		35.1	65.4
大阪府 事業所 規模	1～9人	22.2	
	10～29人	8.3	
	30～99人	31.8	
	100～300人	51.9	77.3
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業	50.0	
	織 繊 工 業 製 造 業	58.3	50.0
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	100.0	
	印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業	100.0	
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		
	化 学 工 業	33.3	
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 業	41.7	85.7
	機 械 器 具 製 造 業	33.3	100.0
	そ の 他 の 製 造 業	25.0	33.3
	計	41.4	60.0
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業		
	運 輸 業		
	建 設 業	22.5	
	卸 ・ 小 売 業	33.3	70.0
	サ ー ビ ス 業		100.0
	計	22.7	72.7

採用区分 規模・業種		充足率（%）	
		技術系	事務系
全国 平 均		33.5	54.8
大 阪 府 計		39.0	72.0
大阪府 事業所 規模	1～9人	100.0	
	10～29人	33.3	100.0
	30～99人	41.2	75.0
	100～300人	42.9	71.4
大 学 卒	食 料 品 製 造 業	50.0	
	織 繊 工 業 製 造 業		33.3
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		
	印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業	33.3	66.7
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		
	化 学 工 業	80.0	50.0
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 業	25.0	60.0
	機 械 器 具 製 造 業	100.0	75.0
	そ の 他 の 製 造 業	45.5	75.0
	計	41.0	57.8
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業	66.7	
	運 輸 業		
	建 設 業		
	卸 ・ 小 売 業	33.3	85.4
	サ ー ビ ス 業		
	計	35.0	85.4

(空欄は該当回答データなし)

7. 新規学卒者の初任給

◆新規学卒者の初任給は、高校卒技術系（195,589円）は、全国（189,667円）より約6,000円高く、高校卒事務系（187,294円）も、全国（184,481円）より約2,800円高くなっている。大学卒技術系（229,121円）は、全国（223,965円）より約5,200円高く、大学卒事務系（231,533円）も全国（220,961円）より約10,000円高くなっている。

新規学卒者の初任給（卒業学校・事業所規模・業種別）

規模・業種	採用区分		初任給（円）	
	技術系	事務系	技術系	事務系
全 国 平 均	189,667	184,481	223,965	220,961
大 阪 府 計	195,589	187,294	229,121	231,533
高校卒	1～9人	201,000	1～9人	
	10～29人	190,000	10～29人	240,000
	30～99人	199,654	30～99人	242,955
	100～300人	193,714	100～300人	247,903
	大阪府製造業	計	大阪府製造業	計
	大阪府非製造業	計	大阪府非製造業	計

（加重平均値）（空欄は該当回答データなし）

8. 賃金改定実施状況

◆賃金については「引上げた（大阪府65.4%・全国55.9%）」、「7月以降引き上げる予定（大阪府11.5%・全国14.3%）」という回答で約8割となっている。一方、「引き下げた（大阪府1.1%・全国0.3%）」、「7月以降引き下げる予定（大阪府0.4%・全国0.6%）」、「今年は実施がない（凍結）（大阪府6.7%・全国7.6%）」の回答が約1割となっている。

◆大阪府事業所規模別では、全ての規模で「引上げた」が過半数を超える回答となっているが、事業所規模が小さくなるほど「引上げた」の回答割合が低下する傾向にあり、1～9人規模では「今年は実施しない（凍結）」が10%となっている。

◆大阪府業種別では、製造業・非製造業（運輸業除く）ともに「引上げた」回答が最も多いが、製造業の「織維工業」「印刷・同関連」、非製造業の「運輸業」で「今年は実施しない（凍結）」が16.7%となっている。

賃金改定実施状況（事業所規模・業種別）

規模・業種	実施状況		今年は実施しない（凍結）	7月以降引上げる予定	7月以降引下げる予定	未定
	引上げた	引下げた				
全 国 平 均	55.9	0.3	7.6	14.3	0.6	21.3
大 阪 府 計	65.4	1.1	6.7	11.5	0.4	14.9
大阪府事業所規模	1～9人	55.7	10.0	10.0		24.3
	10～29人	61.9	1.2	6.0	11.9	19.0
	30～99人	67.9	2.5	6.2	14.8	1.2
	100～300人	88.2	2.9	5.9		7.4
	食料品製造業	100.0				2.9
	織維工業製造業	64.7	11.8	11.8		11.8
	木材・木製品製造業	58.3	8.3	8.3		25.0
	印刷・同関連製造業	58.3	33.3			8.3
	窯業・土石製品製造業	57.1		14.3		28.6
	化学生工業	77.8	11.1	11.1		
大阪府製造業	金属・同製品製造業	71.7	4.3	17.4		6.5
	機械器具製造業	75.0		12.5		12.5
	その他の製造業	70.3	2.7	16.2		8.1
	計	68.9	1.3	6.6	13.2	9.9
	情報通信業	100.0				
	運輸業	16.7	16.7			66.7
	建設業	48.8	9.8	12.2		29.3
	卸・小売業	75.0	1.7	5.0	1.7	11.7
	サービス業	50.0		30.0		20.0
	計	61.0	0.8	6.8	9.3	0.8

（空欄は該当回答データなし）

9. 賃金改定の内容

◆賃金改定内容については、「定期昇給（大阪府63.5%・全国57.1%）」が最も多く、過半数を超える回答となっている。

賃金改定実施内容（複数回答可）（事業所規模・業種別）

改定内容 規模・業種		定期昇給	ベースアップ	基本給の引上げ (定期昇給制度の ない事業所)	諸手当の改定 引下げる予定	臨時給与(夏季・年末 賞与など)の引上げ
全 国 平 均		57.1	29.9	32.0	15.4	11.6
大 阪 府 計		63.5	32.0	23.4	17.3	10.7
大阪府 事業所規模	1~9人	44.2	27.9	37.2	11.6	9.3
	10~29人	61.7	23.3	20.0	21.7	13.3
	30~99人	65.1	33.3	22.2	22.2	11.1
	100~300人	90.3	51.6	12.9	6.5	6.5
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業	50.0		50.0		100.0
	織 繊 工 業 製 造 業	83.3	33.3	33.3	25.0	8.3
	木 材・木 製 品 製 造 業	16.7	16.7	83.3		16.7
	印 刷・同 関 連 製 造 業	28.6	42.9	14.3	14.3	14.3
	窯 業・土 石 製 品 製 造 業	25.0		25.0	25.0	25.0
	化 学 工 業	50.0	37.5	50.0	12.5	12.5
	金 属・同 製 品 製 造 業	70.7	34.1	9.8	24.4	9.8
	機 械 器 具 製 造 業	85.7	14.3	14.3	14.3	14.3
	そ の 他 の 製 造 業	83.9	29.0	19.4	12.9	3.2
計		67.8	29.7	22.9	17.8	11.0
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業			100.0		
	運 輸 業				100.0	
	建 設 業	48.0	52.0	32.0	16.0	8.0
	卸・小売業	65.9	29.5	18.2	18.2	11.4
	サ ー ビ ス 業	50.0	25.0	25.0		12.5
	計	57.0	35.4	24.1	16.5	10.1

(空欄は該当回答データなし)

10. 賃金の推移

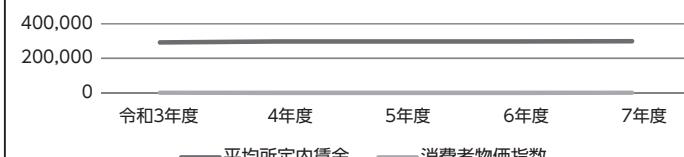
過去5年の賃金の推移は下記のとおり。（単位は円）賃金は、賃金改定を実施した対象者の改定後の所定内賃金の平均値。（平均値は各事業者の従業員数に応じた加重平均。所定内賃金は、給与総額から臨時給与および超過勤務手当、休日出勤手当、宿直手当、深夜勤手当等を除いた金額。）

令和3年度と令和7年度を比較すると102.5%上昇している。

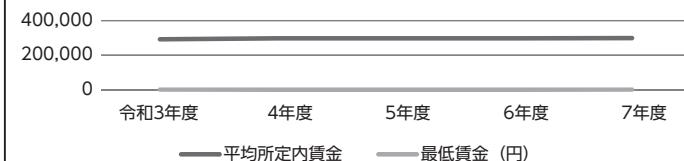
平均所定内賃金の推移

	平均所定内賃金	消費者物価指数	最低賃金(円)
令和3年度	292,099	99.8	992
4年度	297,910	102.3	1,023
5年度	298,411	105.6	1,064
6年度	298,065	108.5	1,114
7年度	299,635	111.0	1,117

消費者物価指数との対比



最低賃金との対比



11. 賃金引上げの推移

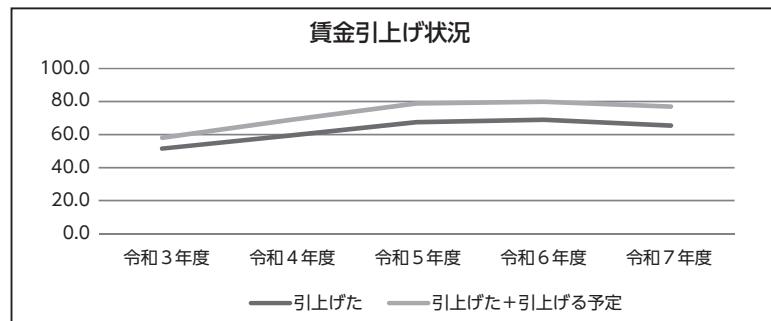
過去5年の賃金引上げの推移は下記のとおり。(単位は%)

過去3年内の賃金改定で引上げた、あるいは引上げた+引上げる予定と回答した割合を算出。

年々上昇しており、令和5年度からの3年間は毎年8割近くの事業者が「引上げた」もしくは「引き上げる予定」と回答。

	引上げた	引上げた+引上げる予定
令和3年度	51.5	58.1
令和4年度	59.4	68.8
令和5年度	67.5	78.9
令和6年度	69.0	79.9
令和7年度	65.4	76.9

↑
ほぼ8割が賃上げ



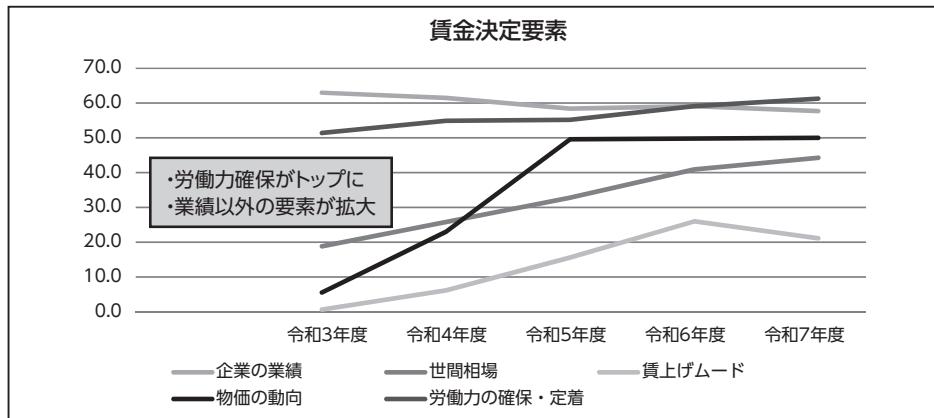
12. 賃金決定要素の推移

過去5年の賃金決定要素の推移は下記のとおり。(単位は%)

賃金を引上げた、あるいは引上げる予定と回答した事業者に決定した際に重視した要素を全て選択してもらい、当該要素が選択された割合を算出。

業績に応じた賃上げは減少傾向であり、労働力の確保・定着のためや賃上げムード、物価高といった事情で賃上げが増加している。

	企業の業績 ↓ 業績	改前年度の 実績	世間相場 ↑ ムード	賃上げムード ↑ 物価	物価の動向 ↑ 物価	燃料費の動向 ↑ 物価	確保・労働力の定着 ↑ 人材	労使関係の安定 ↑ 人材	その他
令和3年度	63.0	20.4	18.8	0.6	5.5	1.1	51.4	19.9	3.3
令和4年度	61.5	22.1	25.8	6.1	23.0	1.9	54.9	22.5	3.3
令和5年度	58.4	14.8	32.8	15.6	49.6	1.6	55.2	16.8	2.0
令和6年度	59.1	14.5	40.9	26.0	49.8	1.7	59.1	21.3	1.7
令和7年度	57.7	16.5	44.3	21.1	50.0	2.6	61.3	14.9	2.1



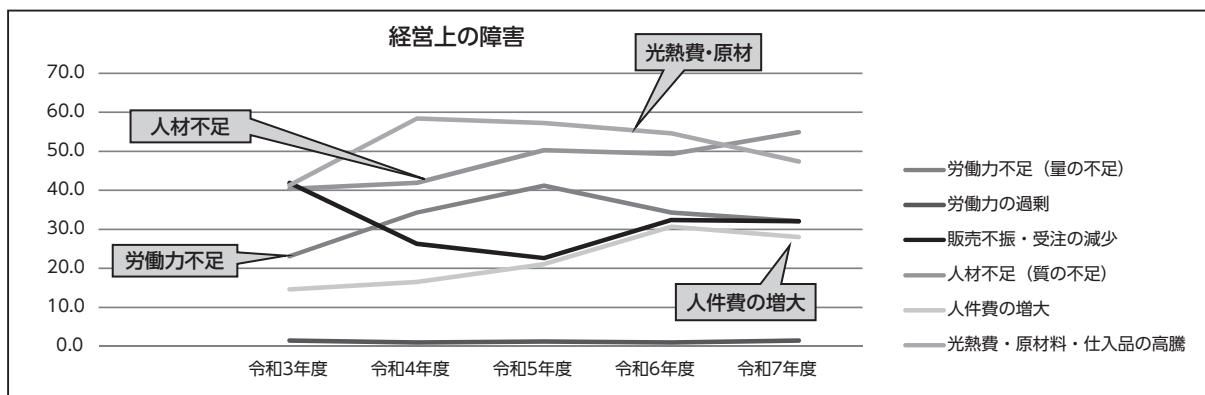
13. 経営の障害の推移

過去5年の経営の障害の推移は下記のとおり。（単位は%）

経営上の障害となっている要素を3つまで選択してもらい、当該要素が選択された割合を算出。

直近3年において、人材不足の増大を選択する割合が増加している。

	労働力不足	人材不足	人件費の増大	労働力の過剰	販売不振・受注の減少	原材料費・仕入品の高騰
令和3年度	23.1	40.4	14.6	1.5	41.9	41.3
令和4年度	34.3	41.9	16.5	1.0	26.3	58.4
令和5年度	41.2	50.3	21.1	1.3	22.6	57.2
令和6年度	34.3	49.3	30.7	1.0	32.4	54.6
令和7年度	32.1	54.9	28.0	1.5	32.1	47.4



14. 経費アップ分の販売・受注価格への転嫁状況

直近1年における原材料費、人件費（賃金等）の経費アップに対する販売価格への転嫁状況を選択してもらい、選択された割合を算出。

「価格引上げ（転嫁）を実現した」割合は50.9%となっているが、従業員規模が小さい事業者はそれよりも低い傾向がある。また、印刷・同関連が66.7%であるのに対し運輸業では20%にとどまる等、業種別でも大きな差がある。

(従業員規模別)

従業員規模が小さいほど価格転嫁ができないない		事業所数	した た (転嫁 を実現 価格引上 げ)	交渉中 価格引上 げの	を行 う これから 価格	これ 上 けの 交渉	そ の 予 定	そ れ た (ま たは 下 は き)	価 格 変 動 の 影 響	価 格 転 嫁 は し て い ない (価 値 は い な い)	現 価 格 転 嫁 は か つ た 実	対 応 未 定	その 他
大阪府 計		265	135	63	24	1	16	8	14	4			
		100.0	50.9	23.8	9.1	0.4	6.0	3.0	5.3	1.5			
1~4人		21	9	2	2		3	1	4				
		100.0	42.9	9.5	9.5		14.3	4.8	19.0				
5~9人		48	23	13	4		1	2	4	1			
		100.0	47.9	27.1	8.3		2.1	4.2	8.3	2.1			
10~20人		49	27	12	5		2	1	1	1			
		100.0	55.1	24.5	10.2		4.1	2.0	2.0	2.0			
21~29人		35	19	6	4		3	2		1			
		100.0	54.3	17.1	11.4		8.6	5.7		2.9			
30~99人		79	42	19	7	1	4	1	5				
		100.0	53.2	24.1	8.9	1.3	5.1	1.3	6.3				
100~300人		33	15	11	2		3	1		1			
		100.0	45.5	33.3	6.1		9.1	3.0		3.0			

(業種別)

価格転嫁が少しでもできた事業所が多い	事業所数	した(価格引上げを実現)	交渉中価格引上げの	を行ふこれから価格	その予定	価格を引き下	はない)	価格転嫁はし	現価格転嫁はした	対応未定	その他
大阪府	265	135 50.9	63 23.8	24 9.1	1 0.4	16 6.0	8 3.0	14 5.3	4 1.5		
製造業	製造業 計	149	57.0	17.4	13.4	0.7	2.7	4.0	2.7	2.0	
	食料品	3	33.3		33.3	33.3					
	繊維工業	17	58.8	11.8	11.8			11.8		5.9	
	木材・木製品	11	36.4	18.2	27.3		9.1			9.1	
	印刷・同関連	12	66.7	16.7	8.3			8.3			
	業・土石	7	57.1		28.6				14.3		
	化学工業	9	55.6	33.3	11.1						
	金属・同製品	45	64.4	13.3	8.9		4.4	4.4	2.2	2.2	
非製造業	機械器具	8	50.0	25.0			12.5	12.5			
	その他	37	54.1	24.3	16.2				5.4		
	非製造業 計	116	43.1	31.9	3.4		10.3	1.7	8.6	0.9	
	情報通信業	1	100.0								
	運輸業	5	20.0		少ない		40.0		20.0	20.0	
	建設業	41	34.1	39.0	2.4		12.2		12.2		
	総合工事業	5	60.0	40.0							
	職別工事業	17	29.4	52.9			11.8		5.9		
非製造業	設備工事業	19	31.6	26.3	5.3		15.8		21.1		
	卸売業	59	58.0	32.0	2.0		2.0	2.0	4.0		
	小売業	50	22.2	22.2			33.3		22.2		
	サービス業	10	30.0	30.0	20.0		10.0	10.0			

15. 価格転嫁ができる場合の転嫁率

価格引上げ(転嫁)を実現したと回答した事業所に対し、上昇したコストに対して何パーセント転嫁することができたのか選択してもらった。また、原材料費増加、人件費同課文分、利益確保のための分、のどれを価格転嫁できたのか該当するもの全てを選択してもらった。

128者からの回答。30%未満を選択した割合が69.5%であり、価格転嫁できたとする半数の事業者について、価格転嫁できた割合までを見ると十分ではない状況が伺える。また、どれを価格転嫁できたのかについては、原材料費が最も多かった。人件費、利益確保については、価格転嫁率は10%未満とする事業者が半数を超えており、ほとんど価格転嫁できていないことが分かる。

価格転嫁率が30%未満の事業所が約7割

(従業員規模別)

	事業所数	100%以上	70~100%未満	50~70%未満	30~50%未満	10~30%未満	10%未満
大阪府	128 100.0	4 3.1	15 11.7	10 7.8	10 7.8	37 28.9	52 40.6
1~4人	8 100.0	1 12.5	1 12.5			3 37.5	3 37.5
	22 100.0		2 9.1	1 4.5	3 13.6	6 27.3	10 45.5
	25 100.0	2 8.0	2 8.0	2 8.0	2 8.0	9 36.0	8 32.0
	18 100.0		2 11.1	2 11.1	1 5.6	7 38.9	6 33.3
	40 100.0	1 2.5	6 15.0	4 10.0	3 7.5	7 17.5	19 47.5
	15 100.0		2 13.3	1 6.7	1 6.7	5 33.3	6 40.0

(原材料費、人件費、利益確保別)

原材料費分を価格転嫁した事業所が多い

	事業所数	100%以上	70~100%未満	50~70%未満	30~50%未満	10~30%未満	10%未満
大阪府	128 100.0	4 3.1	15 11.7	10 7.8	10 7.8	37 28.9	52 40.6
原材料費分	125 100.0	9 7.2	19 15.2	11 8.8	7 5.6	25 20.0	54 43.2
人件費分	122 100.0	3 2.5	11 9.0	7 5.7	4 3.3	26 21.3	71 58.2
利益確保分	119 100.0	2 1.7	9 7.6	7 5.9	5 4.2	22 18.5	74 62.2

人件費分、利益確保分の価格転嫁率が10%未満の事業者が特に多い

おめでとうございます 令和7年秋の叙勲・褒章受章者

大阪府中小企業団体中央会の会員組合の理事長等が叙勲・褒章を受章されました。

(順不同・敬称略)

叙勲受章者



旭日小綬章
小坂田 達朗



旭日双光章
北口 祐規子



旭日双光章
比 樂 卓 郎



旭日双光章
森 村 泰 明



旭日单光章
野々内 達雄
日本ワイヤロープロック
加工協同組合
元理事長



旭日单光章
老 羅 秋 宏
大阪府東洋療法協同組合
副理事長



瑞宝单光章
青 山 博 之
大阪府洋菓子工業協同組合
監事

褒章受章者



藍綬褒章
高 丸 豊

大阪市水產物卸協同組合
理事長



藍綬褒章
植 田 米 藏

大阪府自転車軽自動車
商業協同組合
元理事



黄綬褒章
植 木 洋 一

大阪府板金工業組合
理事長



黄綬褒章
中 川 六 雄

関西鉄筋工業協同組合
副理事長



黄綬褒章
松 本 敬

大阪酒販協同組合
理事



黄綬褒章
堀 内 偉 也

近畿建設軸体工業協同組合
専務理事



黄綬褒章
岡 本 義 秀

関西舞台テレピテクノ
アンドアート協同組合
理事

※写真無し

黄綬褒章
上 田 正 紀

大阪木材仲買協同組合
監事



黄綬褒章
吉 田 忠 生

大阪酒販協同組合
理事

中小企業組合運営指導事業 (大阪府委託事業)

Web研修会の開催について(ご案内)

本会では、大阪府からの委託を受けて、中小企業協同組合法の解説や組合会計など適正な組合運営に必要な知識の習得を目的としてWeb研修会を開催します。

本研修会では、組合運営に精通した中小企業診断士、税理士等を講師として、組合運営における課題とその対応策を紹介するなど、充実した研修内容となっております。

Web上で動画を配信しますので、職場やご自宅でいつでも受講できます。

1. 配信期間 令和7年10月27日(月)～令和8年2月17日(火)
2. 内容 下記参照

配信期間	内 容	研修内容
10月27日(月) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法①】 ・組合の種類、性格、事業出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務に関する知識と事務手続き等を習得する。
10月30日(木) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法②】 ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員に関する知識と事務手続きを習得する。
11月4日(火) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法③】 ・理事会、総会(総代会)の運営	理事会、総会(総代会)の適正な運営のために必要な知識を習得する。
11月7日(金) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法④】 ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会議事録、理事会議事録、役員変更届書等の様式と記載方法	通常総会終了後、総会議事録・理事会議事録を始め、行政庁へ提出する書類作成の知識を習得する。
11月11日(火) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法⑤】 ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を習得する。
11月14日(金) ～2月17日(火)	【組合運営・事業活性化①】 ・組合における事業継続計画(BCP)について	組合における事業継続計画(BCP)についての知識を習得する。
11月18日(火) ～2月17日(火)	【組合運営・事業活性化②】 ・組合におけるデジタル化について	組合におけるデジタル化についての知識を習得する。
11月21日(金) ～2月17日(火)	【組合税務 1】 ・事業協同組合等の税務の特例、非出資組合、企業組合、協業組合の税務の特例、組合税務とインボイス制度等について	税法上の組合優遇措置や組合税制の知識を習得する。
11月25日(火) ～2月17日(火)	【組合税務 2】 ・組合職員の給与に関する税務関係	組合職員の給与に関する保険や税金等に関する知識を習得する。
11月28日(金) ～2月17日(火)	【組合会計 1】 ・組合と会社の相違、決算と総会までの手順、仕訳の基本、売上高・未収賦課金等について	組合特有の会計について知識を習得する。
12月2日(火) ～2月17日(火)	【組合会計 2】 ・組合決算書式(貸借対照表、損益計算書)、決算書式(剰余金・損失処理案)、組合員の脱退に伴う処理等について	決算整理手続きから出口となる貸借対照表、損益計算書についての知識を習得する。
12月5日(金) ～2月17日(火)	【組合決算 1】 ・決算と総会までの流れ、総会までの手順、決算整理仕訳等について	組合における決算から総会までの知識を習得する。
12月9日(火) ～2月17日(火)	【組合決算 2】 ・決算手続きの流れ、決算整理項目、教育情報事業の会計処理等について	決算手続き、組合固有の勘定科目の知識を習得する。
2月4日(水) ～3月6日(金)	【決算関係書類提出書の適正な作成】 ・チェックシート診断項目の不適正判定の改善	決算関係書類に記載義務のあるもののうち、誤りの多い項目について、その適切な記載内容について学びます。

お申込み・
お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL(06)6947-4372 FAX (06)6947-4374 tyuoukai-lesson@maido.or.jp



入場
無料

大阪ユニークもん博覧会 2026

～大阪田ええもん！うまいもん！ 大集合フェスタ～

01.24 土 01.25 日

11:00 ~ 20:00

なんば広場

趣向を凝らしたユニークな商品や独自の優れた商品・サービスを有する府内の中小企業が一堂に会し、商品の展示・販売や、ワークショップ、実演販売等を行います!!普段なかなか出会えないユニークで魅力的な商品が揃い、その魅力を存分に体験できるイベントとなっておりますので、ぜひこの機会にご来場ください!!

お問い合わせ

大阪府中小企業団体中央会 事務局
Tel: 06-6947-4370

<https://www.maido.or.jp/>



「賃上げを起点とした成長型経済」 —中小企業における実践のカギ—

中小企業診断士 小堀 誠
(一般社団法人大阪中小企業診断士会)



1. 賃上げが「コスト」ではなく「経営戦略」として位置づく時代

日本の中小企業を取り巻く経営環境は、ここ10年で大きく変化した。人口減少に伴う採用難、熟練技能者の高齢化、原材料およびエネルギー価格の上昇、サプライチェーンの複雑化、顧客ニーズの多様化、そして国内市場全体の伸び悩みなど、複合的な課題が同時進行している。その中にあって、最も顕著な経営課題は「人材の確保と定着」である。

中小企業の多くは、これまで「価格競争」の中で生き残るために、コスト削減を中心とした守りの経営を続けてきた。しかし、人口減少社会においては「安い労働力を確保し続ける」ことは不可能であり、むしろ賃金が低い企業ほど採用競争で不利になり、さ

らに生産性が低下し、悪循環に陥る。

そのため政府も「賃上げ対策補助金・助成金」や「価格転嫁対策」など賃上げ促進政策を継続的に展開しており、国全体としても「賃上げを軸にした成長モデル」が求められている。賃上げは単なる給与改善ではない。賃上げは、人材確保 → 人材定着 → スキル蓄積 → 生産性向上 → 利益向上 → 再投資 → さらなる賃上げという、企業の持続的成長を支える循環をつくり出す重要な「経営投資」である。

すなわち賃上げとは、「企業価値向上のための最も効果的な投資活動」であり、もはや「コスト」と捉える視点は時代遅れになりつつある。

2. 賃上げを阻む中小企業の構造的課題

(1) 適正な価格転嫁ができず利益が確保できない

中小企業の利益率が低い最大の理由が「価格転嫁の遅れ」である。原材料費・輸送費・エネルギー費・人件費などが上昇しても、その分を販売価格に反映できない企業が多い。

背景には、原価データが整理されておらず説明資料を作れない、見積構成が属人的で根拠が曖昧、過去価格が基準となり交渉しづらい、下請け構造上、買い手側が交渉の主導権を持つ、といった課題がある。

しかし、政府の要請により大企業側の姿勢も変わりつつある。データを示し、根拠のある説明ができる企業は、確実に単価改善を実現している。つまり、適切な賃上げを継続するためには、「原価の見える化」と「エビデンスに基づく交渉」が不可欠な経営能力となっている。

(2) 生産性が上がらず賃上げの原資が作れない

現場には作業手順の属人化、設備稼働率が把握できていない、紙管理により情報が滞留する、段取り

替えが長くロスが多い、在庫管理が勘と経験に依存するといった非効率が残っている。

これらは「目に見えない損失」を生み、生産性を大きく低下させている。生産性を高めることで、賃上げに必要な利益は大きく改善される。

中小企業の強みは「改善の結果がすぐに利益に反映される」ことであり、小規模であればあるほど改善効果は絶大である。

(3) 人材が定着せず教育コストが増大する

採用よりも重要なのが「定着」である。離職理由の多くは給与不満、成長機会の不足、評価制度の曖昧さ、人間関係など「非金銭的要因」である。

賃上げと同時に「育成」「評価」「働きがい」の仕組みを整えないと、教育コストだけが積み上がり、企業力が蓄積しないという問題が起こる。

中小企業が賃上げを成功させるためには、賃金 × 育成 × 評価 × 働きがいの複合的な仕組みづくりが必要となる。

3. 賃上げを“成長の起点”に転換する4つの実践ステップ

【STEP1】

最も重要なステップは、「賃上げのためにはいくら利益が必要か」を逆算することである。このプロセスにより、企業は

- ・どの商品・工程・顧客が儲かっているのか
 - ・どこが赤字・低利益なのか
 - ・どの部分を改善すべきかを明確に把握できる。
- 原価明細が整えば、「賃上げのためには、1製品あたり〇円の単価改善が必要です」と数字で説明できるため、価格交渉の成功率は格段に高まる。

原価構造の見える化と「必要利益」の算定。賃上げ原資として必要な利益額を明らかにし、製品・顧客別の利益構造を可視化することで改善ポイントが明確になる。

《成功事例：A社（機械部品製造業）》

A社は原価計算体制を抜本的に見直し、製品別原

価表を整備。主要3顧客に原価根拠資料を提示し、平均12%の単価改善に成功。その後、初任給を月1.5万円引き上げ、応募数は2倍に増加。熟練者の離職も激減し、生産性は前年比108%に向上した。

【STEP2】生産性向上につながる設備投資・DX化

生産性向上は賃上げを持続させるための「利益の源泉」である。中小企業で特に効果が大きい施策は以下である。

- ・単軸ロボット・協働ロボットによる自動化
- ・IoTを用いた稼働率の見える化
- ・作業標準化による段取り時間短縮
- ・紙管理からクラウド管理への移行
- ・在庫管理システムの導入
- ・工程レイアウト改善

これらの取り組みは多額の投資が必要と思われがちだが、近年は省力化投資補助金・ものづくり補助

金を利用することで、中小企業でも導入がしやすくなっている。

《成功事例：B社（樹脂加工業）》

B社は単軸ロボットと稼働監視IoTを補助金で導入。段取り替え時間を30%短縮し、稼働率は62%→78%に向上了。粗利が改善し、平均賃金を3%引き上げた。賃上げ後は改善提案も増加し、好循環が形成された。

【STEP3】人材育成と働きがいの創出

賃上げの効果を最大化するためには、人材育成が不可欠である。特に効果が高いのは以下の施策である。

- ・スキルマップの整備
- ・教育計画の体系化
- ・資格取得支援
- ・1on1ミーティングによるキャリア対話
- ・評価基準の明確化
- ・貢献が可視化される仕組み（表彰・見える化）

中小企業は経営者と従業員の距離が近く、コミュニケーションが早いことが強みであり、「働きがいを感じられる場」をつくることで、定着率は劇的に改善する。

《成功事例：C社（組立加工業）》

C社はスキルマップと評価制度を整備し、毎月1

on1を実施。若手の離職はゼロとなり、技能習熟速度が向上。標準作業の定着により工数が削減され、賃上げ原資を安定的に確保できるようになった。

【STEP4】付加価値向上と収益基盤の強化

賃上げを継続するためには、利益率の向上が必要となる。中小企業で実現しやすい付加価値向上策としては、

- ・短納期対応の強化
- ・小ロット対応
- ・特殊加工技術の深化
- ・試作・開発支援サービス
- ・修理・保守の外販
- ・自社ブランド商品の開発
- ・ECやSNSを活用した販路拡大

が挙げられる。これらの取り組みにより、売上の“質”が向上し、賃上げを継続するための利益基盤が強固になる。

《成功事例：D社（金属製品メーカー）》

D社は短納期ラインを増設し、特殊加工メニューを整備。特殊加工案件が前年比140%に増加し、賃金を4%引き上げることに成功。リーダー候補人材の採用にもつながった。

4. まとめ

賃上げは未来への投資であり、成長循環の起点である。成功企業は、原価管理、価格転嫁、生産性向

上、人材育成、付加価値向上という5つの取り組みを確実に実践している。

5. 中小企業が“今からでもすぐできること”

- (1) 原価データを紙1枚で整理する（材料費・加工時間・外注費・間接費）
- (2) 段取り時間をストップウォッチで計測し、ムダを可視化する
- (3) 届人化作業を3つ書き出し、教育計画の優先順位を決める
- (4) 月1回の「5分1on1」を始める
- (5) 価格交渉の“3枚資料”（上昇データ／原価構造／必要単価根拠）を作る
- (6) 高付加価値メニューを紙1枚で作成する・短納期・小ロット・±0.01mm加工等
- (7) 賃上げ方針を先に表明し、従業員の安心と定着を高める

どれも大きな投資は不要であり、今日からすぐに始められる取り組みである。小さなアクションの積み重ねが、賃上げ→生産性向上→付加価値向上のサイクルを動かし、企業の未来を切り拓く原動力となる。

賃上げは地域経済にも波及効果を生む。地域内の消費が活性化し、取引先企業にも良い影響が広がる。賃上げによって従業員は「会社が自分たちに期待している」と実感し、改善活動への意欲が高まる。従業員の質・量も高まり、教育コスト削減や組織安定化にもつながる。

賃上げは中小企業の未来を形づくる最も効果的な戦略の一つである。

6. 最後に

賃上げを起点とした成長モデルを真に機能させるためには、経営者自身の「在り方」も欠かせない。どれほど制度や仕組みを整えても、最終的に組織を動かすのは“人”であり、人は経営者の姿勢によって大きく影響を受ける。特に中小企業では、経営者の価値観や言動がそのまま企業文化を形づくるため、経営者の「愛の大きさ」が人材育成の成果にも直結する。

経営者が従業員一人ひとりの努力や成長に心から感謝し、その声を日常的に届けることで、従業員は「自分は必要とされている」「この会社の力になりたい」と感じ、主体的に改善や学習に取り組むようになる。小さな感謝の積み重ねが、組織の信頼関係と協働意欲を育てる。

また、顧客や仕入先に対しても感謝と敬意を持って向き合うことで、長期的な信頼関係が築かれ、結果として事業基盤の安定につながる。取引先を「価格交渉の相手」ではなく「共に価値を創る仲間」と捉える姿勢は、中小企業にとって何よりの競争優位になる。

感謝を表す経営は、決して精神論ではない。それは組織のエンゲージメントを高め、改善活動の質を向上させ、人材定着率を引き上げ、結果として生産性と収益力の向上に直結する“実践的な経営戦略”である。

経営者の愛と感謝が大きい会社ほど、従業員はよく育ち、企業は強く成長していく。

＼大阪府中央会では、中小企業組合等が実施する事業への支援を行っています／

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

ハラスメントのない会社の作り方

社会保険労務士 澤田 敏仁



1. なぜ今、ハラスメント対策が必要なのか

「うちの会社は家族的だから、ハラスメントなんて無縁だ」「従業員が少ないので大丈夫だろう」——そんな風に思っていませんか？大企業のハラスメントをめぐる報道は連日のようになされていますが、2022年4月から中小企業にもパワーハラスメント防止措置が法律で義務化されるなど、ハラスメント対策は、もはや企業の規模や業種に関係なく必須の投資となっています。今回は何がハラスメントになるのか、ハラスメントが起ったときの適切な対応はどうすれば良いのか、一緒に考えていきましょう。

2. ハラスメントとは何か？

職場のハラスメントとは、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて行われる、労働者の就業環境を害する行為を指します。法律で規定されている特に注意すべきハラスメントは以下の通りです。

(1) パワーハラスメント（パワハラ）

上司や先輩など、優越的な立場を利用した不適切な言動（例：人格否定、業務と関係ない私的な雑用を強要するなど）

(2) セクシュアルハラスメント（セクハラ）

職場における性的な言動（例：性的な冗談、不必要的身体への接触など）

(3) マタニティハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に関する不適切な言動（例：妊娠を理由に降格や退職を迫るなど）

ハラスメントの判断基準は「受け手がどう感じたか」であり、加害者に「そんなつもりはなかった」という意識があっても成立し得る点に注意が必要です。さらに令和7年に取引先や販売員に対するカスタマーハラスメントや、就職活動中の学生やインターンシップ生などの求職者に対するセクシャルハラスメントの防止が法制化され、施行されることが決まっています。このことからもハラスメント対策が、益々企業に求められることがわかります。

3. ハラスメントが会社にもたらす深刻な影響

ハラスメントを放置することは、次にあるように会社の存続に関わる重大なリスクとなります。

(1) 従業員への影響

心身の健康被害：メンタルヘルス不調による休職や離職が増加します。

モチベーション・生産性の低下：従業員が委縮し、指示待ちや消極的な姿勢が蔓延します。

(2) 会社への影響やリスク

法的リスクと賠償責任：訴訟リスクが高まり、高額な損害賠償金の支払いが発生する可能性があります。

採用への悪影響（ブランド毀損）：SNSや口コミサイトで会社の評判が低下し、優秀な人材の採用が極めて困難になります。

優秀な人材の流出：ハラスメント体質が原因で社員が定着せず、慢性的な人手不足に陥ります。

4. 指導とハラスメントの境界線：何が「グレーゾーン」なのか

特にハラスメントかどうかの判断に悩むのは、上司の「指導」がパワハラと受け取られてしまう場合です。指導とハラスメントの境界線は、以下の4つの視点で判断されます。

- ① 目的に正当性があるか：業務上の必要性や部下の成長支援に繋がっているか
個人的な感情の発散や私的な制裁・嫌がらせになっていないか
- ② 手段が適切か：時間や場所を選び、冷静かつ具体的な説明ができるか
人格否定、侮辱、大声での叱責、公衆の面前での糾弾になっていないか
- ③ 回数が適切か：ミスの内容に応じて適切な回数の注意・訂正をおこなっているか
業務に不必要的長時間の叱責、執拗で継続的な攻撃になっていないか
- ④ 指摘対象が適切か：「行為」や「結果」を指摘しているか
「人格」や「能力全般」を否定していないか（例：「親の育て方が悪い」「お前は会社に必要ない」など）

経営者や管理職は、指導の際、目的が正しくても手段が適切でなければハラスメントになることを理解しなければなりません。「部下を育てるため」という大義名分のもと、感情的になったり、過度な負荷をかけたりしないよう、常に自己チェックが必要です

5. ハラスメントに遭遇した場合の対応：会社が取るべき行動

ハラスメントを未然に防ぐことが理想ですが、万が一、相談や通報があった場合、会社は迅速かつ公正に対応しなければなりません。

（1）初動対応

相談内容を真摯に聞き、相談者（被害者）のプライバシーを守ることを約束します。相談者の要望や状況に応じて、配置転換や一時的な在宅勤務など、被害者が安心して業務に取り組めるよう、両者の隔離措置を直ちに講じてください。その際、相談日時、内容、加害者とされる人物など、事実関係を正確に記録します。

（2）公正な事実確認・調査の実施

公正な立場の第三者（総務部、役員など）を中心に調査チームを編成し、被害者、加害者とされる人物、目撃者など関係者全員への個別ヒアリングを実施します。そのとき、聴取対象者が不利益を被らないよう配慮し、メールやSNSの履歴など客観的な証拠を集めてください。

（3）適切な措置（是正・懲戒）判断

収集した事実に基づき、ハラスメントの有無および就業規則上の懲戒事由に該当するかを公正に判断します。加害者に対しては、就業規則に則り、ハラスメントの程度に応じた懲戒処分（厳重注意、減給、降格、懲戒解雇など）を決定・実行してください。被害者へは、本人の希望を踏まえ、謝罪の機会の設置、部署異動、精神的なケア（産業医との面談など）を迅速に行います。

（4）再発防止措置

個人情報に配慮したうえで事案の概要と、会社が下した処分を全社に共有し、ハラスメントに対するトップの毅然とした姿勢を再確認させましょう。全従業員・管理職を対象に、ハラスメントの定義や防止策、今回の事案を教訓とするための再発防止研修を実施することも効果的です。加えて相談窓口が機能していたか、アクセスしやすかったかを検証し、必要に応じて改善してください。

6. ハラスメント対策は「強い組織」を作る土台

ハラスメントのない会社づくりは、トップがリーダーシップを發揮し、従業員が安心して働く環境を整えることから始まります。それは、一時的な労力や費用ではなく、従業員が能力を最大限に発揮し、結果として企業の業績アップに繋がるための最も重要な土台となります。まずは「トップのメッセージ発信」と「社内のルール作り」から着手し、心理的安全性の高い、強い組織づくりを始めましょう。

＼ 大阪府中央会では中小企業組合等の労務等に関する相談会を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

令和8年4月から「防衛特別法人税」等が導入されます！



税理士 坂本 幹雄
(税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)

1 防衛特別法人税の概要

令和7年度税制改正で創設された「防衛特別法人税」に関する申告書様式が公表されました。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後の事業年度から適用され、すべての法人が課税対象となります。

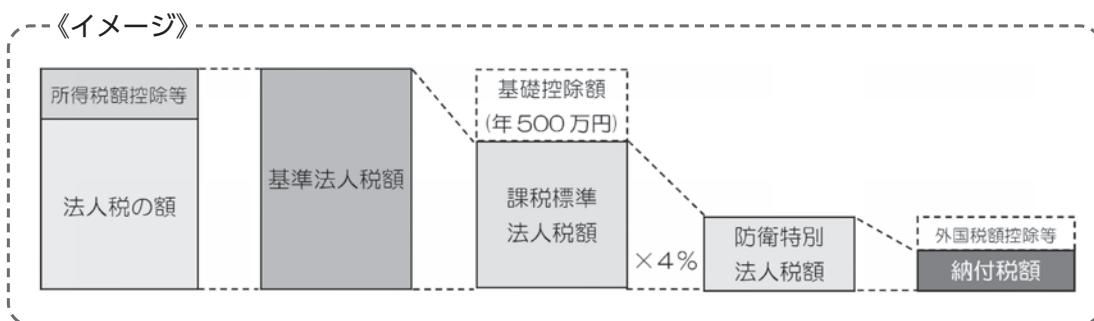
法人税の申告書に新たな様式が追加され税額が0円でも申告が必要なため、「別表一」は「3枚構成」となり、法人税及び地方法人税の申告書と一体の様式となっています。

防衛特別法人税の記載は、法人税及び地方法人税の別表一及び別表一の二の様式とは別葉になりますので、防衛特別法人税が0円でも提出を忘れないよう注意してください。

防衛特別法人税は、防衛費をねん出するための目的税です。法人税のアップでは納税者からの不満も予想されるため、防衛費捻出の財源を法人税の付加税として設けられました。多くの納税者は、「知らない間に出来てしまった」という感じでしょう。それに、この防衛特別法人税は終了時期が決まっておらず、恒久的な制度となる可能性もあります。また、今後の防衛政策や財政状況に応じて、税率や制度内容の見直しが行われることも予想されます。

税額の計算方法は、法人の「基準法人税額」（所得税額控除や外国税額控除などの特例を適用しないで算出した法人税額を指します。）から「年500万円の基礎控除額」を差し引いた金額に対して、「税率4%」を乗じて計算します。

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。



出典：国税庁パンフレットより

防衛特別法人税の課税対象法人は、法人税の納税義務がある法人全般で、株式会社、合同会社、一般社団法人、公益法人などが含まれるほか、人格のない社団や法人課税信託の引受けを行う個人も対象となります。課税対象とならない法人は、法人税の納税義務がない公益法人や収益事業を行っていない人格のない社団等のほか、基準法人税額が年500万円以下（所得が概ね2400万円以下）の企業が対象外となります。

2 防衛特別法人税以外で防衛力整備ための資金調達を目的とした増税

税目	税制措置
(法人税) 防衛特別 法人税	法人税額に対し税率4%の新たな付加税が課される ただし中小法人を配慮し、課税標準となる法人税額から500万円を控除することになる [計算式] (法人税額 - 500万円) × 付加税率4%
(所得税) 時期未定	当分の間、税率1%の新たな付加税が課される なお、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長される
(たばこ税)	段階的に1本あたり3円引き上げられる

(1) たばこ税に関する税制改正

適用開始時期が確定しているのは、たばこ税に関する税制改正です。

- ① 加熱式たばこの課税方式の見直し
- ② たばこ税の税率の特例

①について、「加熱式たばこ」の紙巻たばこへの本数の換算方法が変更となります。計算方法は複雑なため割愛しますが、従来の課税方式に比べて税額が増える見込みです。

加熱式たばこの課税方式の見直しは、激変緩和等の観点から2段階に分けて行われます。スケジュールは以下の通りです。

- 第一段階：2026年4月1日
- 第二段階：2026年10月1日

(参考) 加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて（令和8年4月1日～） | 国税庁

②について、たばこ税の税率が当面の間たばこ1,000本あたり8,302円（本則税率：6,802円）になります。ただし激変緩和等の観点から、3回に分けての段階的な引き上げとなります。

税率改正の実施時期および適用税率は以下の通りです。

	実施時期	税率 (1,000本あたり)
第一段階	2027年4月1日	7,302円
第二段階	2028年4月1日	7,802円
第三段階	2029年4月1日	8,302円

(参考) 令和7年度税制改正の大綱 (6/9) - 六防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 | 防衛省
第三段階まで引き上げが完了すると、本則税率に比べて1本あたり1.5円の増税となります。

(2) 防衛特別所得税の創設 【時期未定】

防衛特別所得税の案自体は令和5年度の税制改正大綱すでに登場しています。確認できるポイントは以下の2点です。

- 当面の間、所得税額に対して税率1%の付加税を課す
- 復興特別所得税の税率の1%引き下げおよび課税期間の延長を行う

(参考) 令和5年度税制改正の大綱 (10/10) - II 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 | 財務省

令和7年12月18日、政府・与党は防衛所得税の実施時期を令和9年1月と決めました。増税方針の決定から3年目で開始時期を決定。増税を視野に入れる防衛予算の安定財源と位置付けました。

＼大阪府中央会では中小企業等の税に関する相談会・セミナーを実施しています／

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

人材セミナー「新時代の人材採用・スマートフォン時代の採用方法」を開催！

大阪府中小企業団体中央会では、去る11月25日（火）、マイドームおおさかにて、令和7年度人材セミナー「新時代の人材採用・スマートフォン時代の採用方法」を開催しました。今回は、厚生労働省認定キャリアコンサルタント 桐原清武氏と、写真、動画、SNS運用、コンサルタント 清水紀子氏をお迎えし、これからの採用活動に必要な視点や具体的な改善ポイントについて、分かりやすくお話しいただきました。

第1部では、桐原氏より「応募が集まらない理由」や「求職者の本音」に焦点を当てた講義が行われました。求人情報の不明確さや待遇の見劣り、ターゲットの曖昧さといった、求職者が応募をためらう要因について整理するとともに、若手や女性求職者が離れてしまう理由についても、具体的な事例とともに紹介されました。また、応募前に求職者が何を見ているのか、どのように企業情報を収集しているのかなど、求職者の行動プロセスが丁寧に解説され、採用活動における“情報の透明性”的大切さが強調されました。

また、「選ばれる企業が備えている条件」として、働きやすさや待遇、成長環境といったポイントが紹介されました。さらに、会社説明の伝え方によって企業の魅力が大きく変わることから、共感を呼ぶストーリーの作り方や、入社後のイメージを持ってもらう工夫について、すぐに実践できる手法を交えて説明していただきました。女性や未経験者、若手に響く発信の仕方についても具体的なアドバイスが示されました。

第2部では、清水氏より「SNSを活用した新しい採用アプローチ」についてお話しいただきました。

Z世代を中心に、採用における情報収集の手段としてSNSが主流になりつつある現状や、主要SNSの特徴、ターゲットに合ったプラットフォーム選びのポイントなどが紹介されました。また、SNS採用のメリットだけでなく、運用体制の整備や継続的な情報発信の重要性など、注意すべき点についても触れていただきました。

さらに、実際に成功している企業のSNS活用事例を取り上げつつ、「求職者が本当に知りたい情報とは何か」を踏まえた発信内容の組み立て方が具体的に解説されました。若手求職者に響く動画の活用方法や、企業の雰囲気を伝える工夫など、今すぐ取り入れられる実践的なヒントが多く盛り込まれていました。

今回のセミナーを通じて、これからの採用活動では「企業の魅力をどう伝えるか」「求職者が求める情報をどのように届けるか」という視点がより重要になることが改めて確認できました。当会では今後も、中小企業の皆さまの採用・人材育成に役立つ情報発信やセミナーを引き続き企画してまいります。



セミナーの様子（講師の桐原氏と（左）と清水氏（右））

大阪府協同組合職員互助会

2025越年パーティーの開催

大阪府協同組合職員互助会は、令和7年12月4日（木）午後6時からホテルグランヴィア大阪において2025越年パーティーを開催いたしました。当日は、来賓・招待者16名、一般会員46名、計62名が参加し、和やかな雰囲気の中、開催されました。

開宴前には、一般社団法人日本易学会理事長他2名のご厚意により、恒例の「運命鑑定コーナー」が開設され、たくさんの希望者に利用いただきました。

開宴後は、横田常任幹事による開会挨拶に始まり、続いて来賓・招待者紹介、祝電披露が行われ、商工組合中央金庫大阪支店 営業第一部長稻岡様より乾杯のご発声をいただいた後、恒例のクリスマスコンサートがスタートしました。

例年同様、プロのジャズバンド「ヌーヴェル・ボア」の女性ヴォーカリスト2名が、お馴染みのクリスマスマドレーヤやジャズナンバーの名曲の数々を披露し、美しい伸びのある歌声で参加者を魅了しました。コンサートの中盤では、サプライズゲストとして近畿ドキュメントサービス協同組合の河村理事長がサックスの演奏と歌声を披露しました。一気にクリスマスマードとなり、会場は大盛り上がりとなりました。

続いて、数々の豪華景品が当たる恒例の福引抽選会が行われました。今回は、エクスジミー「プロジェクト」に始まり、バルミューダ「空気清浄機」、ヤーマン「美顔器」、ガストンルーガ「リュックサック」、バルミューダ「コーヒーメーカー」、そして、和牛やズワイガニ、ホテルグランヴィア大阪特製おせち料理などが取り揃えられ、当選が発表されるたびに、参加者からは大きな拍手が沸き上りました。

最後に、杉本幹事から閉会挨拶が述べられ、盛会のうちに終了しました。

大阪府協同組合職員互助会では、毎年12月に越年パーティーを開催し、会員相互の交流を深めております。今回ご欠席の会員の方、また、まだ互助会にご加入されていない組合事務局の皆様はご加入の上、来年の越年パーティーには是非ご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。



横田幹事による開会挨拶



株式会社商工組合中央金庫
営業第一部長
稻岡様による乾杯のご発声



クリスマスコンサートの様子



河村理事長サックス演奏



パーティーの様子



福引抽選の様子

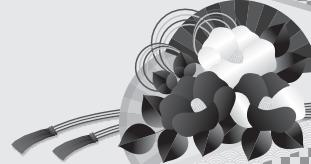
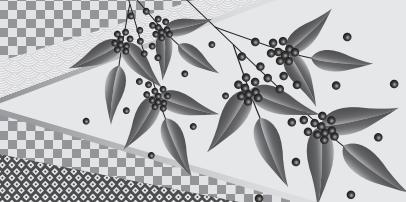


福引抽選(大阪府中央会会長賞)



杉本幹事による閉会挨拶

【お問い合わせ先】大阪府協同組合職員互助会 TEL：06-6947-4370（総務部）



限りある資源、無駄を
なくして地球を守ろう！

私たちも『資源循環型社会』
形成推進に参加しています。

関西リサイクル環境事業協同組合

代表理事 中 田 基 浩

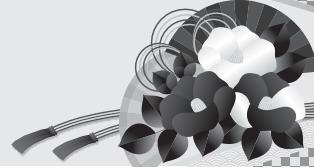
事務長 宮 地 恭 平

〒597-0093 大阪府貝塚市二色中町9番7号

電 話 (072) 431-0501

FAX (072) 432-1010

E-mail : kansairecycle@oboe.ocn.ne.jp



デル・テクノロジーズのIT機器を
特別価格でご購入いただけます。

DELL
Technologies

パソコン、モニター、サーバーなど、豊富な製品群と多様な構成で、
お客様のビジネスに最適な製品をご提供しています。

デルオンラインストアのキャンペーン価格から、さらに!

特別
割引

パソコン・モニター・サーバー

5~10%
OFF

周辺機器

25%
OFF



※値引率や対象製品は2025年10月20日現在のものであり、将来変更の可能性があります。

最新のAI PCに買い替え、生産性・創造性・安全性を次のレベルへ引き上げましょう。

ご注文・ご相談は、メール・お電話で承ります。

デル・テクノロジーズ アドバイザーが
お客様に最適なIT機器をご提案いたします！

オーダーメイドの提案力

信頼できるアドバイス

割引適用するため必ず「SBPプログラム」の利用であることをお伝えください。

✉ sbp.japan@dell.com

ご希望の製品、貴社名、所在地などをお知らせいただけますと、よりスムーズにご案内できます。

📞 0120-912-339 受付時間：平日 9:00~18:30



アドバイザーがお手伝いします

購入製品が決まっている方や、問合せ時間を気にせず購入したい方はオンラインが便利 ▼

Dell中小企業支援パートナーシップのページから特別値引の
利用方法をご確認ください。

www.dell.jp/dbp



専用登録コード

JPSBPMAIDO (半角英数字)

Dell Technologies及びDell Technologiesが提供する製品及びサービスにかかる商標は、米国Dell Technologies Inc.又はその関連会社の商標又は登録商標です。その他の社名及び製品名は各社の商標又は登録商標です。本書の内容は予告なく変更される場合があります。Copyright © 2025 Dell Technologiesおよびその関連会社 All Rights Reserved

すべてお任せください

TOTAL COMMUNICATION

関西共同

印刷・SNS・グッズ・HP等、ご相談だけでもOKです!

株式会社関西共同印刷所

本 社：〒531-0076 大阪市北区大淀中3丁目15番5号

新大阪営業所：〒532-0003 大阪市淀川区宮原4丁目1番4号

KDX新大阪ビル4階

電 話 (06) 6453-3335 (営業2課)

FAX (06) 6676-7133

E-mail : eigyo2@kansai-kyodo.co.jp

謹賀新年

大阪府中小企業団体
中央会会員の
皆様へ

シティプラザ大阪
2025

PARTY PLAN

シーンに合わせて選べる華やかな料理とフリードリンク付きのプラン
シティプラザ大阪で和やかなひと時をお過ごしください



期間：2025年4月1日（火）
～2026年3月31日（火）

利用時間：2時間制

《プランに含まれるもの》
料理・飲み物・会場費
音響照明費・消費税・サービス料

ブッフェ料理

30名様
から

洋食 or 和食
1名様 一般料金 特別料金
¥8,800 ⇒ ¥8,360

洋食 or 和食 or 和洋折衷
1名様 一般料金 特別料金
¥10,000 ⇒ ¥9,501
¥13,000 ⇒ ¥12,350

卓盛り料理

20名様
から

洋食 or 和食
1名様 一般料金 特別料金
¥8,800 ⇒ ¥8,360

洋食 or 和食 or 和洋折衷
1名様 一般料金 特別料金
¥10,000 ⇒ ¥9,501
¥13,000 ⇒ ¥12,350

コース料理

20名様
から

シティプラザ大阪
総料理長厳選の特別コース料理
洋食 or 和食 or 和洋折衷
1名様 一般料金
¥13,000
↓
¥12,350

フリードリンク

瓶ビール + オレンジ
ジュース + ウーロン茶

チョイドリンク
右記より3種
お選びください。

◎焼酎(芋・麦) ◎ウイスキー
◎ワイン(赤・白) ◎梅酒
◎日本酒(燐) ◎酎ハイ

ドリンクオプション

- 1種類追加 プラス¥400
- ドリンク延長30分1名様¥800

※料金はセットプランの為、人数分のご注文とさせていただきます。
※小宴会場をご利用の場合、マイク設備がございません。必要場合は別途有料にて承りますのでお申し付けください。
※表示価格には消費税・サービス料が含まれます。※写真はイメージです。



シティプラザ大阪

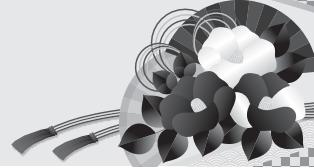
TEL.06-6947-7888

ご予約
お問合せ
Contact



- 電車をご利用のお客さま
 - Osaka Metro 中央線・堺筋本町駅
12番出口より徒歩6分
 - Osaka Metro 谷町線・中央線 谷町四丁目駅
4号出口より徒歩7分
- お車をご利用のお客さま
 - 阪神高速道路1号環状線本町出口
(右側車線が出口)より左折、出口側からすぐ





大阪府衛生管理協同組合

理事長 米田健司
副理事長 枝木弘隆
副理事長 野中泰久
副理事長 片山敏

〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番6号
内本町B&Mビル
電話 (06) 6633-2460
FAX (06) 6633-1652
ホームページ <http://www.o-eikan.jp/>



ART HILL

(コムアートヒルは纖維団地の愛称です)

大阪船場纖維卸商団地協同組合

理事長 尾池行郎
副理事長 津田純二
副理事長 武村貴司

〒562-0035 箕面市船場東2丁目5番47号
電話 (072) 729-3321~4
FAX (072) 729-3325
URL <http://www.comarthill.jp>
E-mail : info@comarthill.jp

to the next stage

貴方の技術を活かせる次のステージへ



KANSAI C.E.A.
関西コンピュータ技術協同組合

経済産業省 認可第517号

代表理事 角谷 幸夫
理 事 藤井 広樹
理 事 高市啓二郎
理 事 坂井 寿男
監 事 米原 真和

〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル3階
電 話 (06) 6263-6613
FAX (06) 6263-6614
U R L <https://www.kansai-cea.or.jp/>

<営業地区> 大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、三重県、和歌山県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県の区域

<事業内容>

- ・組合員の行うソフトウェア開発の共同受注
- ・組合員のためにする共同宣伝
- ・組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ・組合員の福利厚生に関する事業
- ・前各号の事業に附帯する事業

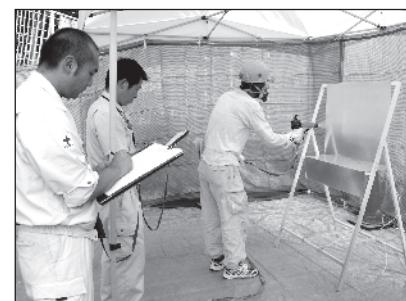
誇れる技術と技能で 明るい世界へ塗り替える！



建築塗装技能検定実技試験



中学校の体験学習で
校内美化に協力



国土交通省NETIS登録
エア式静電塗装工法

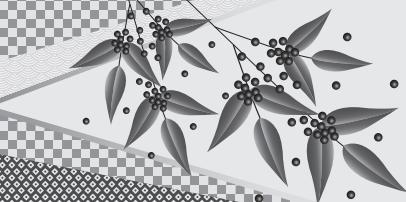
established 1947

大阪府塗装工業協同組合

理 事 長 小 獅 武 志
代 表 理 事 田 伏 健 一

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目6番10号 富田町パークビル7階
TEL 06-6313-0315 / FAX 06-6313-0316
ホーメページ <https://pco.or.jp/>





近畿ポスティング協同組合

代表理事 藤井修三

〒537-0024 大阪市東成区東小橋1丁目18番1号 松下ビル1階

電話 (06) 4307-5505

FAX (06) 6736-5594

URL <https://kinki-posting.com>

あと施工アンカー工事協同組合

代表理事 畑茂貴

〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目7番4号 四ツ橋永八ビル

電話 (06) 4390-1100

FAX (06) 4390-1101

URL <http://www.atosekoanchor.or.jp>

E-mail : aac@atosekoanchor.or.jp

安心 安全 国がつくった

小規模企業者のみなさま

小規模企業共済

経営者のための積み立て式退職金制度



POINT

1 将来の生活安定資金に
小規模企業者が、引退後の生活安定資金を積み立てる制度

POINT

2 無理なく積み立て
掛金月額は1,000円から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能

POINT

3 今の経営のサポートにも
掛金は全額所得控除、また共済契約者貸付で事業資金等の借入れも可能

こんな方が加入できます /

個人事業主・フリーランス

小規模企業等の経営者・役員

個人事業の共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中

Be a Great Small.
中小機構

くわしくはウェブサイトを
ご覧ください。

小規模企業共済

検索



全日本ブラシ工業協同組合

理事長 佐野 晃

〒577-0065 東大阪市高井田中1丁目5番3号 東大阪市立産業技術支援センター内

電話 (06) 6787-6162

FAX (06) 6787-6163

URL <https://ajbia.or.jp>



大阪兵庫生コンクリート工業組合

理事長 木村 貴洋

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-6-59 テクノ・ラボ大阪2階

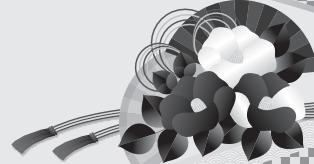
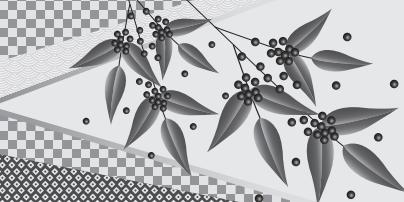
電話 (06) 6655-1390

FAX (06) 6655-1395

URL <https://osakahyogokouso.or.jp/>

E-mail : kurinobu@zennama.or.jp





大阪市管工設備協同組合

代表理事 木村之彦

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目6番32号 水道会館内
電話 (06) 6363-4631
FAX (06) 6363-4638
URL <http://www.osakasikanko.or.jp>
E-mail : osk@osakasikanko.or.jp

大阪府東洋療法協同組合

理事長 廣野敏明

〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町2丁目10番5号
電話 (06) 6624-3332
FAX (06) 6624-3337
URL <https://hp.otrk.osaka.jp/>
E-mail : info@otrk.osaka.jp

大阪府ITサポート企業組合

理事長 廣野敏明

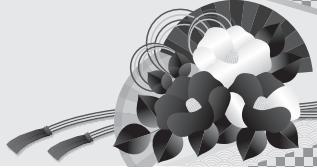
〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町2丁目10番5号
電話 (06) 6627-0338
FAX (06) 6624-3337

大阪金物団地協同組合

理事長 川嶋信也

〒577-0815 東大阪市金物町3番5号
電話 (06) 6723-1577
FAX (06) 6725-3301
URL <http://www.kanamonodanchi.or.jp/>
E-mail : info@kanamonodanchi.or.jp





赤帽大阪府軽自動車運送協同組合

理事長 武内 雅彦

〒577-0053 東大阪市高井田27番32号
電話 (06) 6782-1116
FAX (06) 6782-1660
URL <https://osaka.akabou.jp/>
E-mail : osaka@akabou.jp

大阪府電設資材卸業協同組合

理事長 守谷 承弘

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目11番6号
電話 (06) 6541-8244
FAX (06) 6541-8249
URL <http://www.daidenzai.or.jp/>
E-mail : info@daidenzai.or.jp

協同組合大阪府旅行業協会

理事長 田中 忠和

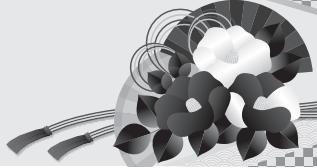
〒556-0017 大阪市浪速区湊町1丁目4番1号
電話 (06) 6643-8800
FAX (06) 6643-8805
URL <http://www.oata.or.jp/>
E-mail : info@oata.or.jp



大阪玩具事業協同組合

代表理事 西川 貴士

〒537-0013 大阪市東成区大今里南1丁目2番11号 O.Tビル8階
電話 (06) 4307-5931
FAX (06) 4307-5932
URL <https://osakatoys.jp/>



大阪・奈良税理士協同組合

理事長 永橋利志

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館11階



電話 (06) 6941-6888

FAX (06) 6947-2800

URL <https://www.hanna-zeikyo.jp>

シール印刷大阪府協同組合

理事長 坂田康司

〒537-0024 大阪市東成区東小橋1丁目14番28号 日伸製作所ビル6階

電話 (06) 6971-1591 (代表)

FAX (06) 6971-1595

URL <https://www.seal.osaka.jp/>

E-mail : spo-osaka@yacht.ocn.ne.jp

大阪バッグ協同組合

理事長 津田育男

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町7丁目4番12号

電話 (06) 6771-0231

FAX (06) 6771-7757

E-mail : bag-osaka@nifty.com

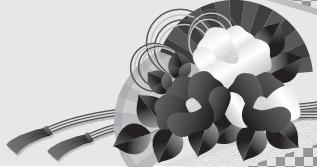
日本ワイヤロープック加工 協同組合

理事長 奥濱修司

〒551-0031 大阪市大正区泉尾6丁目5番69号

電話 (06) 6552-0975

FAX (06) 6552-0979



大阪廣告美術協同組合

理事長 金 井 和 人

〒543-0027 大阪市天王寺区筆ヶ崎町3番1号
電話 (06) 6771-9010
FAX (06) 6774-0426
URL <http://www.kanban-oac.or.jp>
E-mail : osaka@kanban-oac.or.jp

大阪鰹節類商工業協同組合

理事長 山 中 政 彦

〒550-0021 大阪市西区川口2丁目7番25号
電話 (06) 6581-6644
FAX (06) 6581-6658
URL <https://www.osaka-katsuo.com/>

泉佐野市認定水道工事業協同組合

理事長 澤 野 敏 信

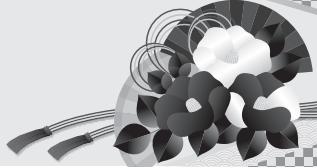
〒598-0021 泉佐野市日根野786番地1
電話 (072) 450-2777
FAX (072) 450-2888
URL <http://izumisano-suido.jp/>
E-mail : suido931@wind.ocn.ne.jp



大阪府菓子工業組合

理事長 野 村 泰 弘

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか5階 (一社)大阪菓子会館内
電話 (06) 6755-4058
FAX (06) 6755-4311



成 協 信 用 組 合

理事長 大村佳三

〒577-0842

東大阪市足代南1丁目11番9号

電話 (06) 4307-1000

FAX (06) 4307-1001

URL <https://www.seikyo-shinkumi.jp/>

E-mail : soumubu@seikyo-shinkumi.jp



協同組合新大阪センイシティー

理事長 吉木学

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目2番2号

電話 (06) 6394-1121

FAX (06) 6394-3878

URL <http://www.yumesse.gr.jp>

E-mail : kumiai@yumesse.gr.jp

大阪葬祭事業協同組合

理事長 和合健一

〒542-0082

大阪府大阪市中央区島之内1丁目22番22号 第一住建島之内堺筋ビル803号

電話 (06) 6563-7790

FAX (06) 6563-7683

URL <http://www.sougi.or.jp>

E-mail : info@sougi.or.jp



大阪管工機材商業協同組合

理事長 木澤利光

〒550-0012

大阪市西区立売堀4丁目5番1号

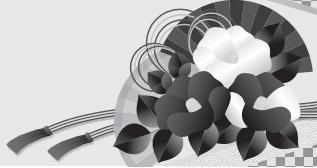
電話 (06) 6531-6385

FAX (06) 6536-6525

URL <https://www.pst-osaka.or.jp>



E-mail : kankokizai-osk@pst-osaka.or.jp



大阪電気器材協同組合

理事長 米倉 彦之

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目11番6号
電話 (06) 6531-8262
FAX (06) 6531-8263
E-mail : kizaikum@soleil.ocn.ne.jp

大阪木材仲買協同組合

理事長 福本桂太

〒550-0015 大阪市西区南堀江4丁目18番10号
電話 (06) 6538-2351
FAX (06) 6538-2355
URL <https://www.mokuzai-nakagai.com>
E-mail : moku-nakagai@mth.biglobe.ne.jp

土質試験・岩石試験の専門機関

おかげさまで創立45周年を迎えました

“全国トップレベルの実績”と“確かな品質”で安全・安心な国土を支えます

KCEC 協同組合 関西地盤環境研究センター

理事長 窪田博之
専務理事 八谷誠

〒566-0042 大阪府摂津市東別府1丁目3-3
電話 (06) 6827-8833 (代表)
FAX (06) 6829-2256 (代表)
URL <https://ks-dositu.or.jp>

2026年 JDPUはDX化をサポート
“挑戦する組合”を応援します。



Japan
Design
Producer's
Union

協同組合 ジャパン デザイン プロデューサーズ ユニオン

理事長 吉田順年 e-mail : info@jdpu.or.jp URL : <https://www.jdpu.or.jp>



本部事務局／〒530-0043 大阪市北区天満3丁目4番10号かわいビル3A Tel.06-6949-8579 Fax.06-6949-8579

京都支部／〒600-8253 京都市下京区木津屋町461-1 Tel.075-361-7335 Fax.075-361-7336

宮城支部／〒984-0827 宮城県仙台市若林区南小泉4-11-20 Tel.022-205-8045 Fax.022-205-8814

※宮城支部は現在開設準備中

謹賀新年

樂! 株式会社ラクス

大阪府中央会様の組合様、組合員様限定の特典をご用意しております！

お気軽にご連絡くださいませ。

● 楽楽精算 ● 楽楽明細 ● 楽楽請求 ● 楽楽販売 ● 楽楽勤怠

担当者 稲本 涼子

〒530-0017 大阪府大阪市北区角田町8番47号 阪急グランドビル14F

TEL:06-7656-6109

URL:<https://www.rakus.co.jp/>

E-mail:rakuraku_psmkt@rakus.co.jp



全国中小企業経友会 事業協同組合

理事長 橋本 順也

〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4
大阪駅前第4ビル10階

電話 (03) 3500-5261
FAX (03) 3500-5260

URL <https://www.zenkoku-keiyukai.or.jp>
E-mail : mail@zenkoku-keiyukai.or.jp

西日本段ボール工業組合

理事長 大坪 清

〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目
3番5号いちご内本町ビル内

電話 (06) 6941-5212
FAX (06) 6941-5257

URL <https://www.seidanko.com/>
E-mail : seidan@seidanko.or.jp

大阪鉄螺卸商協同組合

理事長 大山 寛之

〒542-0081
大阪市中央区南船場2丁目6番10号

電話 (06) 6271-4550
FAX (06) 6271-0514

URL <http://www.daibyokyo.com>
E-mail : jimukyoku@daibyokyo.com

大阪機械器具卸商協同組合

理事長 中山 哲也

〒550-0011 大阪市西区阿波座2丁目
2番18号 いちご西本町ビル

電話 (06) 6541-6802
FAX (06) 6541-6530

URL <http://www.daiki.or.jp>
E-mail : kk6802@daiki.or.jp

大阪ステンレス商工 協同組合

理事長 北 雅久

〒639-1038 奈良県大和郡山市西町
127番地5 秋津鋼材(株)内

電話 (0743) 56-2416

FAX (0743) 57-0660

E-mail : t-kita@akitsu-steel.co.jp

大阪府自転車軽自動車商業 協同組合

理事長 中山 行男

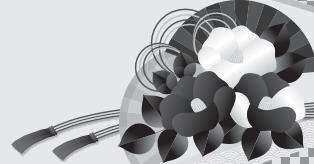
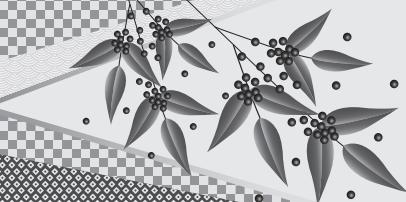
〒545-0053
大阪市阿倍野区松崎町2丁目2番29号

電話 (06) 6621-5350

FAX (06) 6629-6370

URL <https://www.obccosaka.com>
E-mail : obcc@f6.dion.ne.jp

謹賀新年



関西シーリング工事業 協同組合

理事長 萬 谷 誠

〒540-0012 大阪市中央区谷町4丁目
4番13号 エフクレスト2階202号
電話 (06) 6946-2226
FAX (06) 6946-2227
URL <https://www.kanshikyo.or.jp>
E-mail : kansikyo@mint.ocn.ne.jp

大阪府印章業協同組合

理事長 宇佐美 源太郎

〒556-0002
大阪市浪速区恵美須東1丁目11番12号
電話 (06) 6641-4450
FAX (06) 6631-3571
E-mail : info@daiin.jp

協同組合物流ネットサービス

代表理事 泉 本 弘 志

〒599-8254
大阪府堺市中区伏尾373番地
電話 (072) 242-8235
FAX (072) 242-8234
E-mail : 2722000west@mx2.alpha-web.ne.jp

MILK
ADVISER



大阪府 牛乳商業組合

理事長 津 村 調 和

〒550-0014
大阪市西区北堀江3丁目6番28号
乳業センタービル
電話 (06) 6538-3061
FAX (06) 6538-3067

大阪装粧品協同組合

理事長 川 田 浩



〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目
4番18号 粧美堂株式会社ビル6階
電話 (06) 6585-0866
FAX (06) 6585-0528
URL <https://www.sousho.jp/>
E-mail : info@sousho.jp

大阪室内装飾事業協同組合

理事長 鈴 木 公 和

〒550-0004
大阪市西区鞠本町2丁目7番11号
電話 (06) 6448-2661
FAX (06) 6448-2667
URL <http://www.oosk.jp/>
E-mail : osk@mx1.alpha-web.ne.jp

大阪府紙料協同組合

理事長 須 田 充 訓

〒542-0066
大阪市中央区瓦屋町1丁目4番2号
電話 (06) 6768-1556
FAX (06) 6768-0240
E-mail : shiryokyo02@road.ocn.ne.jp

大阪美術商協同組合

理事長 市 田 芳 昭



〒541-0042
大阪市中央区今橋2丁目4番5号
電話 (06) 6231-9626
FAX (06) 6226-1848
URL <http://www.daibi.jp/>
E-mail : info@daibi.jp

謹賀新年

大阪屋外広告美術 協同組合

理事長 綿谷 賢治

〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町
5番31号 アンビション三和Ⅱ401号
電話 (06) 6776-8108
FAX (06) 6776-8055
URL <https://www.daikokyo.or.jp/>
E-mail : office@daikokyo.or.jp



近畿生コンクリート圧送 協同組合

理事長 岸繁樹

〒550-0005 大阪市西区西本町2丁目
3番6号 インターワンスクエア西本町11階
電話 (06) 4393-8868
FAX (06) 4393-8895
URL <http://www.kinatsukyou.com/>
E-mail : matsuura@kinatsukyou.com



堺市指定管工設備協同組合

理事長 松元延行

〒590-0804
堺市堺区緑ヶ丘南町2丁2番25号
電話 (072) 245-0050
FAX (072) 245-0052
URL <http://www.pipe-sakai.jp/>
E-mail : suikumi@samba.ocn.ne.jp



大阪府印刷工業組合

理事長 高本隆彦

〒534-0027
大阪市都島区中野町4丁目4番2号
電話 (06) 6353-3035
FAX (06) 6352-2360
URL <https://www.osaka-pia.or.jp/>
E-mail : info@osaka-pia.or.jp

テーラー宇佐美 世界で貴方だけの一着を

〒557-0055
大阪市西成区千本南2丁目15番24号
電話 (06) 6659-9000
FAX (06) 6659-9000
携帯 (090) 3277-0435

近畿外壁仕上業協同組合

理事長 宮澤健一

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目
7番12号 東新ビル8階
電話 (06) 6533-0768
FAX (06) 6533-0784
URL <http://www.kinki-gaiheki.or.jp/>
E-mail : kgs@obeam.ocn.ne.jp



未来につながる 健康情報を届けします

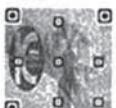
健康長寿に欠かせない「姿勢と健康」を取り入れた
講演会・勉強会などの講師を派遣しています。

隨時、ご依頼を受付しております。

*当組合員は「WHO ガイドライン」に記された基準に沿った教育を受けています。
また、JFCP主催「技術審査会」により安全な技術を提供しております。

厚生労働大臣認可 日本カイロプラクティック協同組合連合会 (JFCP) 加盟
大阪府知事認可 第51-24号

協同組合カイロプラクティック大阪
代表理事 高松 博美 TEL 06-6310-9675



各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.50

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- ・中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- ・月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメント のための生命保険

- ・経営者のリスクマネジメントをサポート
- ・役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- ・総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズにサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポート するための生命保険

- ・従業員の福利厚生をサポート
- ・入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.51

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

情報セキュリティサポート保険制度

P.52

ウイルス感染のおそれの際の調査や、改正個人情報保護法対応にも活用可能！

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

ビジネス 総合保険制度

P.53

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- ・テレワークに潜む労務リスクをサポート
- ・万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- ・マイカー・自転車通勤の事故をサポート
- ・施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.54

- ・1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- ・政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- ・保険料は売上高で算出できます

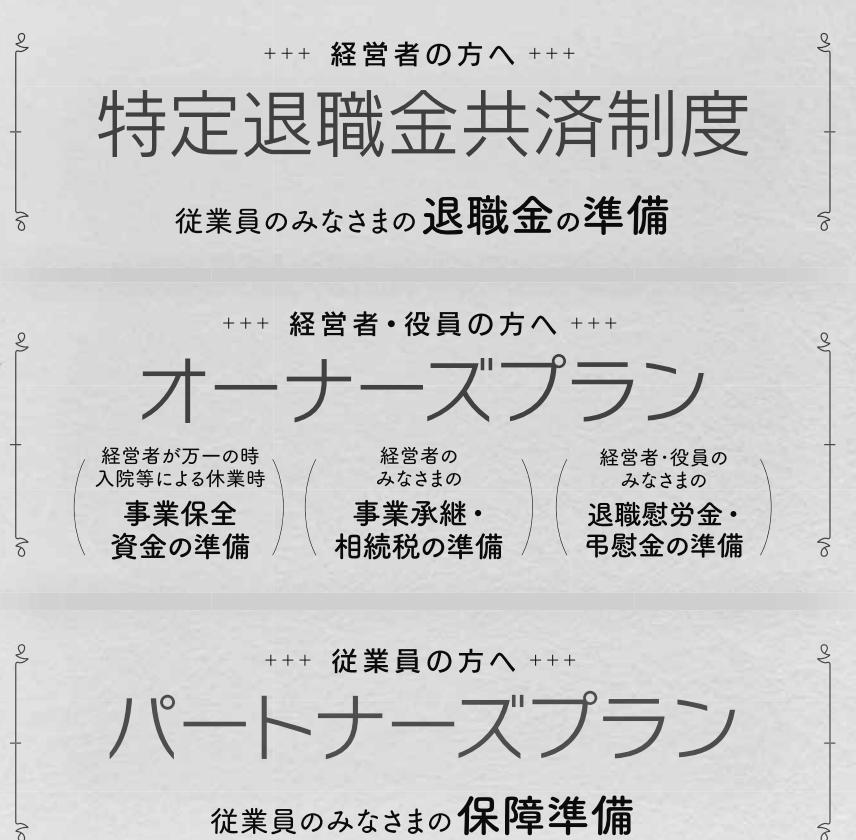
集団扱自動車保険制度

P.55

- ・会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度



オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※中央会が事前に認めた会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)、および当該組合員事業所に勤務する役員・従業員が対象となります。
※一部対象となる商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉 大阪府中小企業団体中央会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉 大樹生命保険株式会社
〈お問い合わせ〉 大樹生命保険株式会社 大阪支社
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉 大阪府中小企業団体中央会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2022-903 K-2023-1002(2023.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・どリーム

※「まい・どリーム」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,300円からのケガの補償
- 「仕事中のみ補償」「24時間補償」など
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償



所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償

団体割引
20%

過去の損害率による割引5%



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

保険期間

2025年7月1日～

2026年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださいか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
SJ25-03581 2025年6月26日作成

新発売

インターネットのリスクに備える

情報セキュリティサポート保険制度



情報化社会をとりまく新たなリスクから、貴社をお守りいたします。

ウイルス感染のおそれの際の調査や、
改正個人情報保護法対応にも活用可能!

特1
長

充実した補償



万が一の情報漏えいや外部からのサイバー攻撃の発生時など、またはそのおそれがある際に、損害賠償や事故対応にかかる一連の費用を、しっかりと補償します。

賠償責任の
補償

+

対応費用の
補償

これが
大事!

感染したパソコンの調査費用
再発防止にかかる費用
など

さらに、各種のオプション補償をご用意しております。

特2
長

もしもの時に 頼れるサービス



万が一の事故発生時にも、安心して
対応を進めていただくことができます。

緊急時に
何をすべきか
わからない

対応する要員や
ノウハウがない

事故発生時の
相談サービス

+

一連の対応を
支援するサービス

最大で60%以上の割引を適用^(※)

※セキュリティ対策確認シートの提出による割引を適用した場合

詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とするサイバー保険団体契約の概要を説明したものです。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

大阪金融公務部第一課

住所: 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL: 06-6449-1050 (平日午前9時から午後5時まで)

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

<受付時間> 平日: 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

主取扱代理店

TEL: 06-6949-4371 (平日午前9時30分から午後5時まで)

大阪中央合同会社

住所: 大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階

担当: 岡部

(SJ23-14785 2024.02.08)

大阪中小企業団体中央会 会員のみなさまへ

MS&AD
三井住友海上

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネスJネクスト」

－業務災害補償保険－



保険料の
割引

最大約58%割引*

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

－企業総合賠償責任保険－



保険料の
割引

最大約28%割引*

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階
TEL:06-6949-4371 FAX:06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社
住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F
TEL:06-6229-3269 FAX:06-6229-3284

2020.7/AYG11/D

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています!



参考データ 高額民事損害賠償事例

使用者責任を問われる
可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、
安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業種	判決年	症 状	原 因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大30%~割安 (※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット
1事故あたり最高5億円
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2025年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したもので、実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保 险 契 約 者 全国中小企業団体中央会
制 度 推 進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ25-07994 (2025年10月2日作成)

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！**大樹生命**

BESTパートナー
日本生命グループ

集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払
7,490円
(月払保険料)
年間保険料
89,880円

集団扱 12回払
7,140円
(月払保険料)
年間保険料
85,680円

月々
-350円

年間保険料では
4,200円もおトク！



『G K クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2023年1月1日 ■初度登録：2020年12月 ■記名被保険者：個人 <35才> ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
- 対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし） ■対物超過修理費用特約：あり
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約：あり ■心神喪失等による事故の被害者救済費用特約：あり
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）
- 全損時諸費用特約：あり ■ロードサービス費用特約：あり ■新車割引：適用 ■車両保険無過失事故特約：あり
- 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払保険金額：300万円）

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。

しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



- このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。
- お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社 ■大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
■南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
■北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

大阪府中小企業団体中央会の主な行事予定

1月 24日(土) 1月 25日(日)	行事 大阪ユニークもん博覧会2026～大阪のええもん！うまいもん！大集合フェスタ～ ところ なんば広場
2月 11日(水) 3月 11日(水)	行事 中小企業のための無料法律相談会・無料労務経営相談会 ところ マイドームおおさか 6階
2月 12日(木)	行事 令和7年度第2回共済事業セミナー 異業種交流会 ところ シティプラザ大阪 2階
3月 4日(水)	行事 組合代表者並びに事務局責任者合同会議 ところ シティプラザ大阪

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

【大阪府中央会の主な実施事業】

<https://www.maido.or.jp/media/事業実施報告/>



【セミナー・イベント情報】

https://www.maido.or.jp/news/news_category02/



メール情報配信サービスのご案内

中小企業及び中小企業組合の皆様に、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメールでいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから ➔



価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか6階
TEL (06) 6947-4370
FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴 田 昌 幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所
大阪市北区大淀中3丁目15-5
TEL (06) 6453-2564(代)

小規模企業の会社役員のみなさまへ

＼会社の役員なら／

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の
特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時
使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記さ
れ事業に従事されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリット
が受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除

掛金は全額が「小規模企業共済等掛
金控除」として課税対象所得から控除
できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所
得扱い」、分割の場合は「公的年金等
の雑所得扱い」です。



オンラインで加入申込み受付中

加入後の一歩手続きもオンラインで可能。

掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、住所等の変更 など

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

小規模企業共済制度の詳しい内容は

2次元コード又はホームページから
ご確認ください。

小規模共済

検索



大切な資産を、着実に増やしたい方を応援します。

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

マイハーベストの特徴

有利な金利設定

通常の定期預金(固定金利)よりも有利な金利を提供します。

安全・確実に資産を運用

元金は当金庫が保障し、満期まで変わらない固定金利でお預かりします。

選べる期間

お客さまの資金計画に合わせて期間1年、2年または3年がお選びいただけます。

お預け入れは50万円から

お気軽に始められるお預け入れ金額です。

お近くの商工中金へ、お気軽にどうぞ。

大阪支店

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目7番13号
(地下鉄四ツ橋線本町駅23番出口)
電話(06) 6532-0894(直)

船場支店

〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目18番17号
(地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線長堀橋駅1番出口前)
電話(06) 6261-8431(代)

堺支店

〒590-0972 堺市堺区竜神橋町2丁1番2号
(南海本線堺駅南口を南へ80m)
電話(072) 232-9441(代)

東大阪支店

〒577-0013 東大阪市長田中2丁目1番32号
(地下鉄中央線長田駅2番出口上がる西200m)
電話(06) 6746-1221(代)



人を思う。未来を思う。
商工中金